

第61回平成26年12月与謝野町議会定例会会議録(第7号)

招集年月日 平成26年12月18日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時28分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人(午後欠席)
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
		教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

## 5. 議事日程

- |         |             |  |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1   | 議案第 1 0 3 号 | 機構改革等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について<br>(表決)           |
| 日程第 2   | 議案第 1 1 0 号 | 平成 2 6 年度与謝野町一般会計補正予算(第 4 号)<br>(質疑~表決)        |
| 日程第 3   | 議案第 1 1 1 号 | 平成 2 6 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)<br>(質疑~表決)    |
| 日程第 4   | 議案第 1 1 2 号 | 平成 2 6 年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第 1 号)<br>(質疑~表決)     |
| 日程第 5   | 議案第 1 1 3 号 | 平成 2 6 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)<br>(質疑~表決)  |
| 日程第 6   | 議案第 1 1 4 号 | 平成 2 6 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)<br>(質疑~表決)    |
| 日程第 7   | 議案第 1 1 5 号 | 平成 2 6 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)<br>(質疑~表決)  |
| 日程第 8   | 議案第 1 1 6 号 | 平成 2 6 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)<br>(質疑~表決) |
| 日程第 9   | 議案第 1 1 7 号 | 平成 2 6 年度与謝野町水道事業会計補正予算(第 2 号)<br>(質疑~表決)      |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 8 号 | 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について<br>(質疑~表決)               |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 9 号 | 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定について<br>(質疑)                |

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

きょうは朝から雪が降りまして、皆さん大変だったろうというふうに思います。

12月議会もいよいよ終盤に差しかかってまいりました。本日もよろしくお願ひします。

本日、坪倉野田川地域振興課長から欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせします。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、町長より発言の申し出があります。

山添町長。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) 皆さん、おはようございます。

台風19号の接近に伴い、災害対策本部にて対応に当たっていた10月12日20時ごろ、70代後半と見受けられる夫婦が放心状態で本庁舎に避難をしてこられました。落ちつきを取り戻された後でお話を伺いますと、降り続く大雨により自宅付近で浸水を懸念され、命の危険を感じ怖かったとおっしゃっておられました。

父親から家庭内暴力を受けた母子が、役場に安心と安全を求めて避難してこられました。役場で対応を協議している際、そのお子さんたちはお絵描きをして時間を過ごしていました。1人のお子さんが描いた絵には、虐待を受けた子供に見受けられる特有の傾向が見受けられました。

ただいまご紹介した事案は、日々の業務の一部であります。住民の皆さんの災害時における、あるいは子育てにおける不安をはじめ、生活における不安を低減し、この町で幸せに暮らしていくために不可欠である安心と安全を確保することは、私たちに課せられた最も重要かつ基本的な役割であり、その責任を負うのは、長である私でございます。

議案第103号は、野田川庁舎本館を閉鎖することを第一義としながら、防災と子育てにおける安心と安全を確保し、充実をされるために新課を設置するという提案でございます。その判断の根拠は、日々の業務に携わる中で蓄積してきた経験であり、難しい法令ではございません。

私は、まずこの最も重要かつ基本的な役割を確実に果たすための体制を確立した上で、重点施策として取り組むとしている産業振興政策、また教育政策の推進体制を整えていきたいというふうに考えています。来年度当初予算においては、私の思いを込めた事業やプロジェクトを盛り込んだものになります。その推進に当たり、必要であると判断した場合、適宜、機構改革・変更も行ってまいりたいと考えております。

また、本議案については、9月議会中の全員協議会で概要を説明し、12月定例会に上程をいたしました。その過程の中で、議員の皆さんから庁舎問題と関連した質疑をいただくことはございませんでしたが、昨日、明確にするべきであるというご提案をいただきましたので、今後の庁舎問題に係る方向性をお示ししたいというふうに思います。

与謝野町庁舎問題検討委員会においてまとめられた意見の中で、将来的に町の中心地に新庁舎を建設するという案があり、19名中9名の委員が賛同されています。この結果を尊重してまい

りたいと思います。30年後、50年後になるのか、町内のあらゆる施設が耐用年数を迎えた時点になるのか、まだまだ見通せませんが、与謝野町の人々がアクセスしやすい場所に、その時代に適応した新庁舎を建設することに向けて基金を創設し、準備を進めます。今回の機構改革案はそれに向けた一歩であり、ただいま申し上げた最終的な目標に向かうため段階を踏んでまいりたいというふうに思います。

1つの場所に行政機能を集約することにより発生するであろう住民サービスや利便性の低下に対応していくためには、愛ときずなにより支え合える24の自治区をはじめ、地域社会が維持されなければならないと考えます。そのため、財政支援、人的支援を含めた絶え間ない努力を続けることをここにお約束いたします。

最後に、修正動議に対して私見を申し上げたいというふうに思います。6名の議員によりまず発議で提案をされました。要旨は、子ども応援課と防災安全課の新設は不要というものでございました。この点について、6名の議員から本会議でご質問やご指摘を受けることがございませんでした。住民の皆さんに開かれた議場において、正々堂々と議論する過程が必要であったと強く思います。

私たち政治に携わる者は、より強固な民主主義を次の世代に託していくという使命があると、私は強く思います。その責任を果たす、そのために、議員の皆様方ともこの認識を共有できれば幸いです。

以上が機構改革案並びにそれに伴います庁舎問題に対する私の思いでございます。この後の最終判断は皆様に委ねさせていただきます。貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） この際、休憩の動議を発したいと思います。

（「賛成」の声あり）

議 長（今田博文） 休憩の動議が安達議員から出され、賛成者がありますので成立します。

したがって、ここで休憩します。

安達議員、時間的にはどのぐらい。15分ぐらいあったらよろしいですか。

そうしたら、10時まで休憩します。

（休憩 午前 9時44分）

（再開 午前10時00分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第103号 機構改革等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に質疑・討論及び修正案の採決も終わっておりますので、これより議案第103号の原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（今田博文） 起立多数であります。

よって、議案第103号 機構改革等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第110号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高岡議員。

高岡議員、申しわけないです。おっていただいたらよろしいんですが。済みません、ちょっと後にしてください。

植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 貴重な時間をいただきまして申しわけございません。

議案第110号、訂正が2カ所ありますので、よろしくお願いたします。

1ページをお開きいただきましたら、議案第110号、1ページ、上から3、括弧書きで「歳入歳出予算の補正」の次でございます。今、「第2条」となっておりますけれども、「第1条」の誤りでございます。

もう1カ所お願いたします。

今のところは、第1ページが、第2条と書いてあるのが、2つ第2条がございますので、「（歳入歳出予算の補正）」の次の「第2条」が「第1条」ということでお願いたします。「（地方債の補正）」こちらのほうが「第2条」ということでお願いたします。

71ページをお開き願いたいと思います。よろしいでしょうか。71ページの一番下のところに、款が14款、予備費でございます。こちらのところで、目が「予備費」、現在の数字は、補正前の額が「15,572」、こちらの数字が一番下の計と同じになりまして「15,570」。それから、補正額は補正どおり「147」、それから計欄が「15,717」ということで、2段とも同じ数字になります。よろしいですか。あと、補正額は同じなんで、補正前の数字が2減るということになります。

訂正をお願い申し上げます、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

（「下の計が合うとるんですね」の声あり）

企画財政課長（植田弘志） はい。計が合っております。上の段の数字が誤っております。

計欄の数字と同じものが2段になります。申しわけございませんでした。

議長（今田博文） それでは、質疑に入ります。

高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、40ページの地球温暖化対策事業について質問します。

この事業はどのような事業でしょうか。詳細な説明をお願いします。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 高岡議員のご質問にお答えします。

これは、10月14日、臨時会の全員協議会でご説明を申し上げておりました関係でございます。10月の全員協議会でお話したことと若干異なる形にはなりますけれども、そのことについてもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

実は、京都府が行います避難施設等の緊急時電力確保促進事業ということで、具体的には町内にあります避難所の非常電源としまして太陽光パネルと蓄電池を設置する事業ということでございます。この事業につきましては、国の交付金を京都府が基金として醸成をされて、平成27年度中に、1市町村で少なくとも1つの避難施設に10キロワットの太陽光パネルと12キロワットの蓄電池を設置するというふうな事業でございまして、設計・施工ともに10分の10の補助率でもって避難所の機能の充実を図るというふうな事業でございます。

実際には、それで、今申し上げましたように平成27年度中に完成させるということの中で、10月の全員協議会でお話をしておりましたのは、平成27年度中に工事を完成といたしますか、させるとなりますと、今年度、平成26年度で実施設計を行わなければならないだろうと。時間的なこともあるので、この実施設計に係ります予算につきましては予備費でもって対応させていただきたいと。それも、金額については、およそ近隣の実施例からしまして、この実施設計に係る委託料は100万円程度かなと。その予算を予備費からお世話になりたいというふうなことで思って、そのようにご説明を申し上げたところでございます。

その後、避難施設につきましては、町の中心であります野田川わーくぱるの南側の芝生があるところなんですけど、施設側に寄せてといたしますか、というふうな形で地上に太陽光パネルを設置するというふうなことを決定させていただきたく中で、その予算を今回の補正予算で上げさせていただきたくというふうな形になりました。

先ほど予備費で100万円というふうなことでお話をしておりましたけども、予算額のほうは200万円で、この200万円となりましたのは、京都府のほうとその後調整をする中で、京都府下では、最近の契約例からいいますと200万円ほどかかっている自治体もあるというふうなことでしたので、安全を見て200万円の計上をさせていただいたということでございます。

先ほども申し上げましたように、設計に係りますものにつきましても補助率10分の10というふうなことでございますので、10分の10だから幾らでもというふうなわけではありませんけれども、京都府との調整もする中で200万円の計上をさせていただいたということでございます。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） よくわかりました。

それでは、平成27年度中ということなんですけど、避難施設の緊急電力確保ということなんですけども、今わーくぱると答弁いただいたんですが、わーくぱるを選んだ理由というのは特別にありますか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） わーくぱるを最終的に選ばせていただきましたのは、太陽光ということになりますと、通常は屋根に上げるというふうな形なんだろうと思いますけれども、耐荷重等の問題で屋根は難しいというふうなことになりました。というふうなことの中で、平地のある一定の面積の場所が要るというふうなこと。あとは、わーくぱるにしましたのは町の中心地でありますし、駐車場も広い、あとソーラーパネル付きの照明もありますので、24時間いろんな利用なんかも適しているかなというふうなことも含めていろいろと考えさせていただいて、最終的にわーくぱるにさせていただいたということでございます。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 当初は屋根を予定していたけど、荷重の問題とかで芝生の上になったということですね。わかりました。

そうしますと、防災対策として避難場所の緊急電力の確保ということになりますと、わーくぱるの1カ所だけでは、私はよいとは思いません。今後、加悦地域、また岩滝地域、そういったところにも、おのこの各地域でそういった防災対策というのが必要ではないかと思うんですが、今後そういう計画はありますか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員ご指摘の点はもっともかと思っておりますが、ただいま京都府のほうからお話のあるこの補助金につきましては、平成27年度中の完成という条件の中で活用させていただいておることからいいますと、この補助金に関しましては今回のわーくぱるの1件だけということで考えております。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 済みません、もう一度聞きますけど、将来的にはどうなんでしょうか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。

この事業につきましては、先ほども説明がありましたように100%の交付金といいますが、基金事業ということになっています。ところが、これが来年度中ということですので、今後、将来的なものについて、やはり国なり府の一定の有利な財源措置というのがやっぱり実施の条件になってくると思いますので、議員さんおっしゃいますように、やはりその条件をクリアするような補助事業があれば、やはり分散したほうが、それは効率的でありますので、その財源措置を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） わかりました。

今、防災対策、施設整備というのは、ある意味、重視されていると思います。また急がれていると思います。そういう場合、ぜひ優先的課題として施設充実に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢籟議員。

1 4 番（勢籟 毅） それでは、補正に係りまして若干質問したいと思っております。

まず、商工観光課長にお願いします。

まず、42ページですね。雇用対策費、これ観光地域人づくり事業、委託料218万8,000円、事業委託先、丹後フロンティア株式会社ですが、この事業の概要をお願いできませんか。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） お答えいたします。

この労働費に計上させていただいております観光地域人づくり事業、この関係の218万

8,000円の増額補正ということでございます。

これにつきましては、この4月に、丹後フロンティア株式会社はこの緊急雇用の基金事業に手を挙げていただいたという背景がございます。当初予算に既に計上して実施運営をしておったということでございまして、その財源の追加を今回の補正でお世話になりたいということでございます。

この事業の中身につきましてのご質問でございますが、この丹後フロンティア株式会社、ご承知のとおり町の第三セクターとして道の駅の運営をしていただいておりますということでございます。そういった動きの中で、この基金事業につきましては7月から1名、社員を雇用していただいておりますという背景がございますが、そういった動きの中で足りない部分が出てきたと。この足りない部分といいますのが、この丹後フロンティアのいわゆる地域とのかかわり、またあの地域のエリアのさまざまな展開論、そういった部分が若干足りないのではないかとということでございまして、そういった部分を今回の補正予算で外部の方々に招聘をさせていただきまして、地域づくりをここの丹後フロンティアを中心に実施していこうと、そういった部分の経費でございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） これ京都府の事業だと思うんですけど、この実施要領を見ますと、いわゆるこの丹後フロンティアは、この事業を受けるのに問題ありませんか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） お答えいたします。

ご質問の意図は第三セクターという意味合いです。

14番（勢旗 毅） いや、そういう意味の話ではなくて、これ10年になっていますね、起業後。そのところですけど。

商工観光課長（小室光秀） その部分につきましては既に京都府と調整済みということでございまして、その部分につきましては心配してないと思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけ課長にお尋ねしておくんですが、この事業では失業をされとった方を雇った場合は、一時金が30万円出ることになっていますね。この扱いはどうなっていますか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） お答えいたします。

この基金事業につきましては、処遇改善プロセス等々さまざまな詳細メニューがございまして、この一時金の扱いにつきましては、以後のかかわりの中で手を挙げていただくか、いただかないか、その部分につきましては丹後フロンティアのほうに中身を検討していただくということでございまして、今回の補正予算の部分と現在の平成26年度取り組んでおります事業の中では、その30万円のその一時金の関係については調整はしてないということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、商工観光課長、本筋のことでちょっとお尋ねしたいんですが、50ページ、観光宣伝事業、これ9月に堺の山之口商店街の関係につきましては見直しが必要ではないかということをお願いして、今回見直しがされたということで100万円減額になっ



ておるだろうと思っとるんですが、その見直しはどういう点について見直しを課長されたということでしょうか。理解をしたらよろしいか。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 今回の100万円の減額をさせていただいたという背景の部分になるかと思いますが。当初予算で、この関係につきましては150万円の予算措置をお世話になったということをごさいます、既に事業実施をしたということなんです、その事業の中身が約50万円で事業を完了したということで、その不足100万円を減額させていただいたということをごさいます。

これにつきましては、事業の中身をちょっとご説明させていただきますと、本年の10月17日から19日まで、詳細な部分につきましては18日、19日という形になります。大阪府堺市山之口まちづくり合同会社の事務所、そことザビエル公園という2カ所におきまして、この事業を丹後フロンティア株式会社に事業委託したということをごさいます。これには、私どもの町の職員のほうも一緒に随行させていただいて、また観光協会とも、ともにいわゆる物産の販売、観光PRをさせていただいたということで、参考までに、その売上高につきましては約55万円という形の成果だったということをごさいます。

ここにお越しいただきました来場者は、なんば市という、そういった市がザビエル公園内のごさいます、来場者は55万人というような形が主催者発表になっておりますが、そういった動きの中で、やはり与謝野町が今日まで、平成21年度から平成26年度まで、堺市のほうに毎年同じような時期にPRをさせていただいたということが経過としてあるわけなんです、当時から150万円とか100万円とか、そういった事業費を費やして取り組んできたというわけなんです、やはり、果たしてその部分に成果があるのかどうか、そういった部分を当初から私は疑問に感じておりまして、今回、この秋に臨むに当たりまして、そういった予算の見直しに入らせていただいたというのが背景のごさいます。

既にそういった動きの中で100万円の余剰ができましたので、今回、減額補正予算をさせていただいたということをごさいます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 私は、課長、この与謝野自慢の商品ということで持っていただくというのは、これはいいですよ。ただ、委託して売っていただくというのではまことに力が入らないと、こう思っております。だから、生産者が、その販売をされている会社自体がそこに出向いて、そして対面販売をされることでいろいろとお話ができたり、また商品の今後の改良につながっていくと、そう思っております、ひとつその点をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、この観光宣伝事業には丹後フロンティアが行っていただくんですが、これには観光協会に補助金出していますね。これはどうですか。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） お答えいたします。

確かに、与謝野町観光協会には町のほうから補助金を捻出させていただいておると。観光協会の事業の中に、そういったいわゆる情報発信、それを事業の目的として取り組みをされておられるという中で、観光協会の会長以下理事の方々が、その事業の取り組みの中で、いわゆる道の駅

さんのほうと共同して堺のほうでPR事業をされておられたということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、農林課長にちょっと何点かお尋ねをしたいと思っておりますが、まず44ページの農業用施設整備事業、3,400万円、いわゆるファブリの関係につきまして、概要と、それからもう少しちょっと説明をお願いしたいと思っております。

これ6月に補正しておりますね。それで、今回こういうことになっておるんですけど、そのあたりについてお願いできませんか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） この農業用施設整備事業につきましては、議員おっしゃいましたとおり、6月議会で補正をさせていただいたものに、今回3,400万円の増額をお願いするものでございます。

下山田井堰と申しまして、野田川の下山田にあります井堰が35年たったということで、老朽化が著しいということで、この井堰がファブリ井堰と申しまして、袋を膨らませて、それで水をとめるという構造でございますが、この袋部分が特に目に見えて損傷が激しいということで、6月におきましては更新という部分で予算をお認めいただけたということでございます。

今回、そこに3,400万円増額ということを重ねてお願いしておるということでございますけれども、この内容は実施設計を進めていく中で、この袋に空気を送り込んだり、また排出をしますその配管が、これも30年たっておりますので更新が必要であろうという見解になったということ。それと、加えましてこの野田川の状況といいますのが、水位の上昇が常に起こっておるという状況がございます。通常でありましたら、袋を膨らませたときに上流の水圧のみで受けておるものが、袋を膨らませても、まだ、なおかつ下流の水位が高いので、袋が浮き輪のように浮き上がるということがございます。これにつきましては、通常の河川の状況でしたら考えられないということでものをつくるわけですけれども、現状がなかなかそうはっておりませんので、今回その浮き上がる部分を押さえるために、とめ金具が1列であったものを2列にすると、しなければならぬということが判明いたしました。

この大きく2点を解消するということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） この同じファブリの形式でも、いわゆるハイブリッドの起伏堰があるんですが、それは検討には入らなんだという理解でよろしいか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 既存の施設の更新ということになりますので、やはり今回は、袋体が目に見えておる部分では一番わかりやすいんですけども、河床、いわゆる河川の中にはこれよりも大きくとれますが、幅も倍以上ありますが、躯体、基礎になる部分が入っております。そういった構造も全て考慮いたしましたら、今の現状の袋帯の構造で更新するというところを選択いたしましたということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） ちょっと課長、今手元に資料をお持ちでないかわからんですが、この図面を見せていただきまして、これの図面にアンカーボルトの図面が書いてありますね。このアンカーボルトを、縮尺、ちょっとスケールはわからないんですけども、この「M22」というのがわかりまし

たら、基準が、このアンカーボルトの。これ後で答えてください。後でよろしい、これは。

それで、今回このファブリが改修されることによって、この資料によりますと、10アール当たり、受益者は2万円余り負担金がかかるということになりまして、今回の分で約6,000円でしたか、何ぼかになっているだろうと思うんですけどね。負担金の部分が、10アール当たり。その辺のことについては特に問題はなかって、一番多い人で、負担金を持つ人でどのぐらいの負担金を持ってもらうことになっていきますか、これは。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 分担金でございますけれども、町が施工いたしますが、その分担をいただくお話をさせていただく相手方といいますが、これは川を挟みまして左岸、右岸、下山田と石川とありますが、その中でも下山田の井堰管理組合さん、ここが元持ちといいますが、一括して窓口になっていただいております。ですから、その組合に対しましては一定の割合、2.5%でありますけれども、272万5,000円をお願いするということでお話をしておりますが、その個々については、なかなか貸し借りもございますので、そこまでは把握いたしてはおりません。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、ファブリに関してもう1点だけ質問をしておきたいと思うんですが、このファブリの場合、Vノッチ現象というのが言われることがありまして、それによって水の流れが急に1カ所に流れることがあると言われておるんで、ここについては、課長、どういう認識ですか。Vノッチ現象。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 勉強不足でございますが、今初めてその言葉も認識したところでございます。

改修に当たりましては、その部分はしっかり勉強させていただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、これに関連して、1点、建設課長にお尋ねをしておきます。

この農林課から出されております資料を見ますと、この写真がつけられておるわけです。この写真によりますと、いわゆる下流の水位が高うなると、こうなっておるんですけどね。その主たる原因は、これは土砂が堆積するからと、こうなっておるんですよ。それで、いや、これはこれでいいんですよ。これはこれでいいんですが、今の旧加悦町の中で、いわゆる野田川改修期成同盟会があります。それで、私はこの運動体がもともと野田川町でやられて、野田川の河川改修が進んで加悦町に上がってきたとっておまして、むしろこれからは、この浚渫については野田川が主体の住民運動にならないかんとおもうんですけど、そこは課長どうですか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 野田川の改修の関係が出ましたんで、私のほうからお答えをいたします。

今、河川改修を行おうと思いますと、河川整備計画というふうなものを立てなければ河川改修が今できないというふうな状況になっております。

今、野田川水系の河川整備計画につきましては、加悦奥川と岩屋川という2つの支流河川の整備ということを重点的に行うというのが今の野田川水系の考え方になっておまして、岩屋川につきましては一定整備が終わったということになっておまして、今現在は加悦奥川のほうに重点的に行うというのが、今、野田川水系の整備計画でございますので、京都府のほうも、野田川

の部分につきましては、特に中流工区、あるいは下流校区の部分が、河川の勾配自体が非常に緩いというふうなことがございまして、土砂がたくさんたまっていくということでございますので、その部分につきましては、当面は浚渫で対応させていただきたいんだというのが今の京都府の考え方になってございまして、そういうふうなことが今の状況になっているというのが今の実態でございます。

14番（勢簀 毅） だから、浚渫を進めるために。

建設課長（西原正樹） 井堰の部分の浚渫の話が、それも出てきておるんだらうなというふうに思っておりますけれども、井堰を建てる場合に、その井堰の部分については京都府のほうで浚渫を行っております。井堰ができるだけ建てやすいようにというふうなことを、この4月、あるいは5月の上旬ぐらいに、そういうふうなことのお世話になっておるといような状況でございます。

議長（今田博文） 勢簀議員。

14番（勢簀 毅） それでは、農林課長に、Vノッチ現象は、これは見ておいていただいたらいいんですが、有機物供給施設の管理事業ですね、46ページ、今回の補正394万8,000円。この今回の補正についての詳細をお願いできませんか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 今回の補正の詳細でございますけれども、1つはA重油、また軽油といった燃料の使用量が増加しておるといことと、価格が上昇しておるといこととでございます。

2つ目が委託料でございますが、肥料を袋詰めして販売をしておりますが、それにつきましては人力で行っております。この3月の最供給時に向けまして、肥料の袋詰め業務をシルバー人材センターに一部業務を委託するというものでございます。それと、おからでございますが、供給元といいますが、いただく先ですね、そこに必要量をとりに行くということで全体量をまかなっておる現状でございます。そのおからの引き取りの運搬業務をお世話になるというものでございます。

3点目が原材料費でございますが、これにつきましても、大きくはぬかでございますけれども、生ぬかと脱脂ぬかという2つの種類を使っておりますが、生ぬかの生産といいますが、確保がなかなか量的に難しいという中で、脱脂ぬかをその分よく多く購入しなければならないという状況になっております。そこでふえます部分を今回補正させていただいたということでございます。

議長（今田博文） 勢簀議員。

14番（勢簀 毅） それでは、農林課長、11月21日に与謝野町の農業委員会は、農業の農業施策について、農業に対する建議を町長にされていますね。そのことと関連してお伺いしたいんですが、この中に、この建議書の中には、この京の豆っこ肥料の安定供給と供給量の増産に向けての要望が出されております。課長は、当然、農業委員会の事務局長なわけですが、ここを、こういう、今の補正はわかりましたが、根本的に考えていくということがこの建議書では求められているというふうに思うんですが、そこはどうなっていますか。どういうお考えでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 農業委員会からの建議書につきまして、今おっしゃいましたとおり、有機物供給施設といいますが、豆っこ肥料の供給体制の強化ということが盛り込まれておるといこととでございます。この件につきましては、認定農業者が構成しております会からも重要事項といこと

で要望を受けております。それぞれ重く受けとめておりまして、この供給体制につきましては一定ハード的な部分となりますが、農林課といたしましては応えることができるように検討しております最中でございます。

この建議につきましては、年を明けまして、農業委員会には懇談を持つということにしておりますので、きょうのところは、そういう今の答弁とさせていただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 現在、10月から、これはもう需要に追いつかないということで供給制限がされていますね。したがって、今、ちょっと後先になって申しわけないんですが、現在の需給関係というのはどういう状況にありますか、これ自体の。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 需給の関係でございますけれども、まずは供給体制というところが基本になっております。今の施設も10年を経過しておるということで、やはりフルの能力で動かすと、なかなか不調を来すと、これは、もう経験でわかっておりますので、ある程度の余力を残しながら長寿命を図っていくということを基本にしております。

それと、やはり安定した品質のものをつくることになりましたら、たとえ廃棄物を有効利用するといえども、一定決まった量の原料、廃棄物であっても、豆っこからしましたら原料になりますので、原料の確保という点から、その2つを総合的に考えますと、年間280トンというラインを1つの数字にしております。それに対しまして、需要のほうですけれども、やはり供給制限をしておることがありますとおり、需要はこれを上回っているという状況でございます。それがどの程度上回っておるかということについてはなかなか定かではありませんけれども、これは年々の生産調整等の数字にもかかわってきますので、詳細にはなかなかはかれません、やはり需要はこれを上回っておるという状況でございます。

ですけれども、何とか制限をしながら、ぎりぎりその農家の皆さんには何とか、満足とは当然言えないと思っておりますけれども、我慢ができると思いますか、そういったレベルでは供給ができておるというふうには思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、最後に町長に1点だけお伺いをして終わりにしたいと思っておりますが、先ほど私は農業委員会の建議書の話を上上げました。それで建議を町長にされたわけですが、この中に、いわゆる京の豆っこ米についてのトップセールスについて触れられるところがございます。このことについて、町長はどのような受けとめ方をされたかなと思って、ちょっとお聞かせいただけませんか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 農業委員会からの建議書をいただいたときに、豆っこ米に対してトップセールスをしていただきたいということを受けたというふうに記憶しております。しかしながら、トップセールスがどのようなものであるのかという具体的な内容につきましては提案を受けていなかったかなというふうに思っております。

その後、いわゆる農業者の皆様からもお話を聞いておりますと、例えばホテルであったりレストラン、そうしたところに対して町長からトップセールスを行っていただきたいということを提

案としていただいております。その認識のもとに、1月に迎えます農業委員会との建議書に関する協議の中でご提案できることがあればというふうに思っております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） きょうですか、きのうですか、農家の方が豆っこ米の折り込みを入れていらっしゃるんです。あの価格でありますと、私は、農家が出していらっしゃるんですから、できるかなというふうに思っとるんですが、なかなか価格が上向きにならないということがございましたんで、今、町長おっしゃいましたように、そういうホテルとかそういった、また大手の会社とか、そういったところに町長が先頭に立って、やはりこの農業委員会の建議書にんえていただくことが私は非常に重要じゃないかということをお願いして終わります。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまの京の豆っこ米の販路開拓につきましては、与謝野町のブランド戦略会議においても議論をしております。その過程において、いかに付加価値をつけることができるのか、そうした観点に立ち、最良の策を考えてまいりたいなというふうに思っておりますので、そうしたご提案を申し上げることができる時期が来ましたらご提案をしていきたいというふうに思います。

1 4 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。  
有吉議員。

1 2 番（有吉 正） それでは、質問させていただきます。

まず、48ページのブランド戦略事業があります。資料もいただいております。その中で、資料のプロジェクトナンバー4、プロジェクト展開図のプロジェクト7、与謝野クラフトビール醸造というのがあります。これについてご説明をいただきたいなというふうに思います。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） お答えいたします。

資料を議員の皆様の方にお配りさせていただいております。与謝野ブランド戦略事業という部分につきましては、6月の補正予算で、政策形成過程もあわせてご提出をさせていただいております。そういった位置づけの中で、現在、与謝野町産業振興会議を5回行ってあります。ご承知のとおり、町長をトップにこの産業振興会議が推進しておるということでございまして、その関係の方々につきましては、いわゆるみずからが実践していくという、そういったプロジェクトのチームだというふうに認識をしております。

そういった中で、プロジェクトを今回7つ、1つの過程をつくらせていただいた中で、ご承知のとおり、与謝野町クラフトビール醸造という部分につきまして1つの提案がなされたということでございます。これにつきましては、いわゆる地ビールを展開していけないかということでございます。この部分につきまして平成26年度の現計予算、これが、農林課のほうがまずそのホップの栽培を展開していけないか。これは試験栽培ということから進めていきまして、平成27年度につきましてもそういった部分の継続がなされるのではないかと考えております。そういった中で、このクラフトビール醸造につきましても新しい視点のブラッシュアップという考え方で市場のほうに売っていけるような形がとれないものかということも現在検討しておるという

ことでございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

- 1 2 番（有吉 正） これは委員会でご説明を受けたのと、ちょっと詳しくなったかなというふうに思っとるんですけど、委員会では、これは農林課ということで、農林課は済んでいましたのであとは聞けなかったんですけど、今、地ビールでつくって市場へ売っていくと。それからホップ栽培、これについて、これは農林課の所管だろうと思うんですけど、この辺は具体的に入っておられるのか、まだ検討段階なのか。あるいは、ホップというのは私よくわからないんですけども、その辺がこの辺に合うのか、ないのか、気候的に。その辺のことは具体的に入っておられるんでしょうか。そこだけお伺いいたします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） ホップでございますが、平成26年度、今の現在の予算の中で、平成27年度からの試験栽培に向けた準備を行うということで、あくまでも試験栽培でございますけれども、そういった下地づくりは今行っております。検討段階ですけれども、3月の定植に向けて行っているということでございます。

それと、可能性でございますけれども、この事業に至った背景の中に、与謝野町にゆかりのあるビールに精通された方がおられるということで、その方が独自で庭にホップを植えられたという中で、3年経過をして収穫もできた。これは、できたということでありまして、それが事業としてというのは、またこれからの検証になると思いますけれども、そういった事実はあるということでございます。

それを踏まえまして、やはり米価が下落する中、主食用米以外の作物を水田でどのように振興していくかと、これは大きな課題でございますので、これは農業振興の課題として、1つの品目としては期待ができるのかなということで、現在その下地づくりをしておるということでございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

- 1 2 番（有吉 正） 状況は理解させていただきました。来年から、まず試験栽培を水田でやっていこうという動きであるということだというふうに理解させていただいております。

それから、産業振興、これは山添町長の一番の頑張っていこうというところだというふうに思います。その中で、今度の一般質問でも多くの方がその産業振興について質問をされておりました。それこそ、その町長の答弁の中で、まち・ひと・しごと創生法ですか、これに期待していくんだというような言葉もありましたし、今度の衆議院議員選挙の1つの目玉といいますか、まだ形は具体的に見えていないですけども、そういうような争点にもなったわけですね。

この中で、まち・ひと・しごと創生法の中で、国の職員の派遣について、ただこれは受けないというような一般質問の中のご答弁だったろうというふうに記憶しておるんですが、なぜ受けないのかということについてはなかったと思うんです。これについて、ちょっとご答弁いただけたらなというふうに思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいま有吉議員からご質問をいただきました件につきましては、地方創生に係りまして、基本的に基礎自治体の人口5万人以下の市町村に対し、国家公務員、あるいは大学の

教授、そして民間人材を抜てきしていくような提案が私どものほうにもございました。その導入に当たって検討をいたしました結果、今回その制度には申請をしないという判断をいたしました。

その背景といたしましては、先ほどありましたように、与謝野町のブランド戦略事業を進めていくに当たりまして、各プロジェクトに対し適材適所の民間人材の登用を既に行っていきたい、そしてその人材の選定についてもこちらのほうで既に行っているという状況でございましたので、そのことを考えたときに、今回私どもがこの制度に乗っかる必要はないのではないかなというふうに判断をいたしました。

この国家公務員の派遣、あるいは大学教授の派遣につきましても、どのような人材を当町で受け入れることができるのかといったことについても非常に不透明であったというふうに思っております。産業振興に係りましては、私ども非常に具体的なプロジェクト、そしてビジョンを持っております。そのプロジェクト、ビジョンに適応した人材を私どもが選定をするという姿勢が非常に大切であろうというふうに思い、考えましたので、今回のシティーマネジャー制度については検討を見送ったということでございます。

一方で、地域創生に当たっての国家公務員のコンシェルジュの制度がございます。このコンシェルジュというのは、中央省庁に所属をしながらも、例えば私たちが何か提案をする際に、中央省庁での受け入れ皿になってもらえるような制度でございます。この制度につきましては、今現在申請中ということで最終調整がなされているものであるというふうに認識をしております。

議長（今田博文） 有吉議員。

- 1 2 番（有吉 正） 再度、ちょっと今理解ができなかったんです。再度ご答弁いただきたいのは、国家公務員の派遣は受けないんだけど、中央省庁で我々の申請についていろいろと相談に乗ってくれるとか、あるいは申請を受理してくれるとか、そういう方を要するにスポイルというのか、決める制度があるということなんでしょうか。再度、もう一度お願いします。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 10月だったと思うんですけども、まち・ひと・しごと創生本部が、内閣府のほうから2つの事業提案がございました。1つは日本版のシティーマネジャー制度、これは先ほど申し上げたように国家公務員を基礎自治体に対し派遣をしていくという制度でございました。そして、2つ目が中央省庁で自治体のお世話をする地方版のコンシェルジュか地域創生のコンシェルジュか、そういう名前だったというふうに思うんですけども、この2つの事業について提案がございました。

先ほど申し上げましたように、前者についてはそういう経過があり、見送り、そして後者については申請をしたというところでございます。先ほど有吉議員が要約をしていただいたとおりであるというふうに思っております。

議長（今田博文） 有吉議員。

- 1 2 番（有吉 正） わかりました。ありがとうございました。

次に、ページ42から43に機構集積支援事業が載っております。これは農地中間管理機構ということだろうと思うんですけども、これについて、ことしから、平成26年度からスタートしておると、スタートは始まったのかなということだろうと思うんです。これについて、農地を集積して、いわゆる農地バンク的な、1つは、ことだろうと思います。それから、農地中間管理機



構のこの法律では大変ええことが書いてあるんですね。そして、預かった中で、この機構が、例えば圃場整備したり、それから水路整備したりということまで書いてあるんですけど、現実はなかなか、京都府も農地中間管理機構で、京都府農業総合支援センターという名前で農地中間管理機構が始まっているわけなんですけども、現在の集積状況、私たちも来年度に向けて、プランに基づいてやっていこうと思っただけなんですけども、この辺の与謝野町の状況について、あるいは法律では大変立派なことが書いてあるわけなんですけども、この辺はどの程度なのか、京都府の管理機構は。その辺をわかる範囲、言える範囲でも結構です。お知らせください。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 中間管理機構に関します本町におけるその状況でございますけれども、この制度が始まりましたのがことしからでございますし、なおかつ京都府は管理機構の創設が最後から数えたほうが早い、1番か2番ぐらいの遅さの設定でございましたので、それが物語っておるとは思いますけれども、この機構を通じた貸し借りといいますが、集積につきましては、まずきちんと担い手農家が借りたいという意思表示を手順でやっていくということや、貸したい方もそういった手続をするというようなことになっておりますので、なかなか議員おっしゃいましたような法律に書いてあるような柔軟性といいますが、それはなかなかないのは見えてきたというふうに思います。

ただ、京都府におきまして与謝野町の状況は、その中でも借りたい方の申請は第1回目からの申請にも上がっておりますので、そういった部分ではもう早くから理解をさせていただいてとるのかなと、担い手のほうですけれども、とは思っております。実際の、ですけど、まだその機構を通じた集積が行われたということはございません。

それと、京都府の状況は機構の設立が遅いということが物語っているとおり、なかなかその法律どおりに機能をしておるかどうかという点は申し上げにくいというか、総括的に判断ができていくところはございます。ただ、この中間管理機構の基本的な成り立ちといいますが、については、やはり企業が農地を取得、また使用して農業に入っていくと、そこをできるだけやりやすくするというのが一つの大きな背景にあるということがございますので、そういった点では、京都府はそこを余り望んでいないのかなというふうには受けとめておるところでございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） この件では、もう質問を最後にしたいと思います。国はこういう制度をつくって、地方自治体である府や県にどんと、ある意味荷がかかってきとるんかなと。そういった中で、この京都府の管理機構につきましても、これ読んでいますと、非常に動きにくいといえますかね。借りたい人があって、貸したい人があって、貸したい人を中間管理機構が受け取れないような感じなんですね。借りたい人がないと受け取れないと。これはちょっと課長も確認というのか、お答えいただきたいんですけども。

早い話が、アパートでいうたら、借りたい人が常にあるようなアパートの家主さんだったら誰でもできるような感じで、非常に宣伝やら努力やら、あるいは中身を直そうとか、そういうことには基本的に地方自治体ではできないというのか、国はいいことを書いても、地方自治体で無理が起きとるのかなというふうな、この辺の今後の、今の現状は聞かせていただいたんですけども、その辺の状況やら、それからもう1点は、貸したい人が、仮に先代だったり自分が税金を払って

いても、相続の関係できちとなっていない場合もちょっと厳しいあれがあるとか聞いたんですけど、その辺わかれば教えていただきたい。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 中間管理機構につきましては、議員おっしゃいますとおり、なかなか使い勝手とありますが、最初にアナウンスがあったようなふうにはしていないということだと思います。これについては、もう農林課といたしましては大体予見できておったというか、これまでからのこういったご質問に対しては同様の答えをしてきたというふうには思っております。

言いますのが、先ほど申し上げましたように、やはりこの背景が重要だというふうに思っております。やはり今農政のほうでは農協の改革でありますとか農業委員会の改革といったところが大きな柱になってきております。そういった農業委員会の部分については、この中間管理機構が大きな要素を占めておるというふうに思っております。その部分がより鮮明になっていかない限りは、もうこの中間管理機構の仕組みというのはなかなか円滑といえますか、にはいかない。これは、円滑にいかないというのは、今までと余り変わらないということでございますので、要は従前とそう変わらないという認識に立っていただくとわかりやすいかなというふうに思っております。

そういう中では、今おっしゃいました相続等の関係についても、なかなか条件といえますかはいろいろと付加されておるのが現実であるというふうに思っております。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） わかりました。現実はどういうふうにならないと。だけど、プランの作成であったり、このことは、精神というのは、それは非常にええことだと、今後の農政に向けて、このように私は考えております。

はい、どうぞ。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 今、議員がおっしゃいましたとおり、大枠は従前と変わらないと申し上げましたですけれども、やはり制度は変わっております。その変わった制度の中で、町として有効にこの制度を活用できるという部分についてはどんどん活用していくということでございます。

1 2 番（有吉 正） 1 回目は終わらせていただきます。

議長（今田博文） ここで 1 1 時 2 5 分まで休憩します。

（休憩 午前 1 1 時 1 2 分）

（再開 午前 1 1 時 2 5 分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、議案第 1 1 0 号の質疑を続行します。

質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、質問をさせていただきたいと思っております。

予算書の 4 6 ページ、先ほど勢旗議員のほうからも質問がございましたけれども、有機物供給施設管理運営事業につきましてご質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどの答弁がございましたので、燃料費だとか委託料、それから原材料等の高騰ということでその費用計上をされたということでありました。

さて、この豆っこ肥料のことでございますけれども、農業関係者の実際に作物をつくっておられる方々からのご意見がございまして、肥料の安定的な品質が余り定期ではないかというようなことが、定まっていらないではないかというようなことがあるんですけれども、そのあたりの品質管理についてはどのように今現状されているのかなということをお尋ねしておきたいと思えます。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。

肥料の品質管理でございますけれども、大きな要素と申しますか、基本的な要素といたしまして、窒素とリン酸、それとカリ、この3点の成分が満足をしておるか、当初設定をいたしました数値に達しておるかというところで管理を行っております。その部分につきましては、年に複数回、その専門機関に分析を依頼しておりますので、その点については一定確保できておることとでございます。

ただ、原料が廃棄物を使用するというところでございますので、日々その量が一定なものにはなかなかなりにくいという現状がございますので、多少のそういったぶれは生じておるかなというふうには思っております。

また、この基本の要素以外にも、やはり性状もございまして、その部分でいきますと、ぬかの部分で生のぬかを使用したときと脱脂ぬか、これは油を抜いたぬかですが、これを使ったときにおきましては、やはり脂分が大きく異なります。これについては、もう持ったときに粘り気がある、また脱脂ぬかを使ったときはサラサラであるというようなところで、機械をまきにくいというようなお声は聞いております。

ですが、基本的な成分的には一定確保しておることとでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） わかりました。

そういった中で、この成分検査と申しますか、品質的な検査を複数回実施しておられるということとでございますけれども、それにかかわる費用というのは大体どれぐらいをかけておられ、そして複数回ということですけども、定期的にされているのか、もう本当にピンポイントでされているのか、そういったところをちょっと確認させていただきたいと思えます。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 定期的の部分でいきますと、やはり需要が最盛になります春前と申しますか、年度末と申しますか、その時期には1回は必ず行っておりまして、そのほかに性状的に、やはりおからなど、また魚のあらなど、目視になりますけれども、ちょっと従前と異なってきたなというような部分についてはピンポイントで適宜行っておることとでございます。

それと、費用でございますけれども、これは1回5万円はかからないというところでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 農業生産者にとりましては、肥料が安定をするということが必須条件でございまして、その肥料がその時々で変わるということになりますと、生産された商品そのものが不作をこうむるというようなこともあろうかなというふうに推察されるわけでございますので、そうい

ったところの管理、1回5万円ということでありますけれども、適宜、品質管理を調査いただきまして、その実施に努めていただきたいというふうに、かように思うわけでございます。

さて、その豆っこ米が今後どのような展開、これはブランド戦略ともあわせて、今現在、産業振興会議の中でも豆っこ米との絡みということを審議されているというふうに聞いておりますけれども、そのあたり、今後の豆っこ米そのものをどのような量といいますか、キャパとして、農業政策的というか、6次産業的な方向として考えておられるのかということを一応お聞きしておきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 豆っこ米の将来的なところでございますけれども、今の現状からいきますと、やはり供給量に制限されるという点は否めないというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、今後そういったところは拡大なり増強をしていくと、補強をしていくというような思いは農林課としては持っておりますので、そのとおりで、いわゆる豆っこの肥料を活用した農産物の振興は図っていきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 豆っこ米、さらにちょっとお聞きをしたいんですけども、豆っこ米を生産していくということに絡めまして、産業振興会議の中では、未来の農業ということで「SOFIX（ソフィックス）」というのがご提示をいただいているんですけども、そのSOFIXと豆っこ米の関連というのは今後どのような展開をしていこうというふうに考えておられますでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） SOFIXでございますけれども、これは先日のTBSの番組でも全国的に流れましたですけども、立命館大学の久保先生が開発といいますか、されました土壌の健康診断といった新しい診断、評価方法のことでございます。

この関係につきましては、やはり土壌をいわゆる微生物の数で一つは評価していくということがポイントになっております。それからいきますと、豆っこの肥料は有機質でつくった肥料ということで、いわゆる有機物を土壌に還元して、そののましく微生物がどのようにそれを分解していくかというところでございますので、その部分では全くそのSOFIXの考え方と合致しておるといって、この2年ほど前から一緒に研究をしておるところでございます。

やはり、今までは窒素・リン酸・カリという指標が主流でございましたけれども、それではなかなか化学肥料の評価基準でございますので、それを有機質肥料で当てはめるところは従前のままということでございますので、それをやはり変えていくということで、窒素・リン酸・カリではない指標、その一つがSOFIXでございますけれども、その指標を一定標準化していくという中では、豆っこのほうも、同じくその評価基準も一つの基準として密接に連携して進めていきたいというふうに思っております。そういう中で付加価値が生まれてくるだろうというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私も、そのSOFIXという土壌の肥沃度を診断するというところで、与謝野町としましては2年前からその共同というか、研究を重ねてこられたということであろうと思っておりますけれども、非常に評価ができるかなというふうに思っております。新しい非常に取り組みだ

というふうを考えているところです。

特に豆っこ米の肥料と、それからS O F I X、これをコラボレーションというか、シンクロさせるというような、そういう考え方があれば非常におもしろい展開ができるのかなというふうに思っておったわけですが、12月3日の日経新聞に、立命館大学がイオングループと、いや京都府などと共同で改善をして生産を高めるという独自技術の本格普及に乗り出すというふうな記事が出ました。非常に、ここに企業が携わってくるというようなことがありましたので、与謝野町として何か担保といえますか、一緒に立命館大学とタイアップをして連携を結んで、それを進めていくというようなものが必要ではないかなというふうに私自身は考えたんですけども、その辺、農林課長の考え方はいかがでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） その日経新聞の記事でございますけれども、その基本になっておりますのは、前回、前々回でしたか、常任委員会のほうでも報告をさせていただいておりましたが、文科省の取り組みでありますC O Iというものがございます。その一環といえますか、そこにイオンがグループの長になりまして、S O F I Xを中心として、さまざまな企業や自治体や、また学校といったところが連携をして新しい農業に向けて研究していくというものでございますけれども、そのC O Iのことを報道したものだというふうに認識しております。

ですから、その中には、やはり京都府も入っておりますので京都府が紙面には活字として出ておりますけれども、当然、先ほど申し上げましたように、与謝野町もS O F I Xでは共同で進めてまいりましたことからそのC O Iの中には名を連ねておりまして、しっかりとそういった連携はとれておるといいうふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 京都府と一緒にいるということから、この日経新聞におきましては、丹後あじわいの郷を拠点にして丹後地域の6次産業化の推進や食に関する人材育成などに取り組むというような記事でございましたけれども、その中に、同じように与謝野町も入ってこれから推進をしていくと、この普及、それから研究をしていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） おっしゃいましたとおりでございます。京都府もあじわいの郷で人材育成をしていくということございまして、その点はやはり新しい新規就農者なり、また今の既存の農家の方が2次、3次にどのように展開していくかといったところを中心にやられるということでございます。そこには、町のほうも今準備段階の中では参画もしておりますし、それと並行して、やはりS O F I Xもその中で行っていくということでございますので、議員おっしゃられたとおり、連携をしておるといふことでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） ぜひこのS O F I X、それからC O Iにつきましては、積極的な与謝野町の取り組みとして推進をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

今、農林課長のほうからご答弁いただきました、これから豆っこ米等の肥料については拡大、増強していきたいということでありました。そこで次の質問に入らせていただきたいんですが、72ページにおきまして、災害復旧費で工事請負費、300万円ということで、道路橋梁災害復

旧事業300万円が計上されているわけでございますけれども、これについて、建設課長、内容についてご説明がいただけたらと思います。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 72ページの道路橋梁災害復旧事業の関係でございます。

この部分につきましては、台風災害で被災を受けた町道の田尻線という路線、ちょうど今、議員ご質問の豆っこ肥料の工場に行く道路の部分でございますけれども、ここの法面が被災をしましたので、その復旧を行いたいということで今回予算を上げさせてもらっている次第でございます。

既に2日前に国の災害査定のほうも終わっておりまして、委員会のほうでは20メートルの復旧というふうなことをさせていただいておりましたけれども、査定ではちょっと1メートル削られまして19メートルの部分になりましたけれども、この20メートル部分に1メートル部分も含めて復旧をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） 先ほどの豆っこ米の肥料の製造工場であります田尻線の先端にあります、豆っこ工場があるわけですが、そこに入っていきます進入路ということで、そこに災害が起こったということでもあります。

現実的に現場を確認しますと、さらに上部、上側におきましては同じような現象が起こっています。さらに、当時、不燃物処理場であったところから上に向かって左側にはコンクリートの、いわゆるトラックのタイヤを洗浄する箇所ということでまだ構造物が残っております。今現在ブルーシートをかけていただいて、その先にはグラウンドゴルフ場があり、豆っこ肥料があるんですけれども、そういったところの全体を捉えまして、その豆っこ肥料をこれから拡大する中で車の進入が多く出てくるかなというふうに思われるんですけれども、これからさらに田尻線につきましてどのような考え方を対策、あるいは改良を考えておられるかなという点につきまして、再度ご答弁をいただきたいと思います。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今ご指摘いただきましたように、今回被災をしました上部、上の部分につきましても同じような構造になっているというふうな状況は、これも確認をさせていただいております。ただ、今回被災した部分につきましては災害復旧ということで、国のお金を使って直していきたいというふうに思っております。そうなってくると今の被災した部分だけだということでございますので、今回の部分につきましては、そこだけの復旧ということを今考えております。

ただ、今ご紹介いただきましたように、田尻線につきましては、昔の不燃物処理場というふうなことで車のタイヤの線状の部分があったりというふうなことがございますので、その点の排水の関係だとか、あるいはどうしても、今回の部分もそうだったんですけれども、いわゆる上流からの雨水の部分の部分がそういうふうな法面を洗ったというふうなことも考えられますので、今後、この復旧とはまた別のことも考えていかなんのかなと。それは、一応路面排水をどういう格好で排除していくんかというふうなことも今後調整をさせていただいて、できるだけ災害にならないような手だても講じていく必要があるかなというふうには思っているところでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 農業政策上の6次産業化と相まって、やはりインフラ整備も必要であろうというふうに思っておりますので、その点、検討をしていただき、早期な改善をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思いを。

以上、終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） それでは、先ほども勢旗議員や、皆さん聞かれておられました下山田井堰でもう少しお聞きしたいと思います。

受益面積13.4ヘクタールであります、これに関する受益トン数当たりはわかるでしょうか。

トンか立米か概算、いや、もう概算がわかれば。言いますのが、これにつきます、もし水利権等があればという関係でちょっとお聞きするものでございます。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。

今、水利権のことだというふうに思っておりますけれども、現在この井堰につきましては、この水利権の使用の占用がとれておらないという状況でございます。これは水利権だけではなくて、構造物そのものの設置の占用もできていないということでございます。

これは、そもそもが野田川改修の中で、京都府が事業主体で河川改修をされると。そのときに川幅が広くなった分、使えなくなった井堰を、河川管理者である京都府が補償で工事をして、その後、町のほうに引き継ぎがあるという流れで整備を現在されてきたということございまして、こういった手法といえますか、順序でつくられました井堰につきましては、なかなか占用の手続がとられないまま町のほうに引き継ぎがあるということが多く他町でも見られる、全国的にも見られるということでございます。

ですから、水利権につきましては、今回調査、また水利権占用につきましても申請をしていくという手続をとっておるということでございますので、その中でトン数のほうも明らかになっていくというふうに思っております。今調査中ということでございます。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） たくさんのお金をかけるので、できればきちっとお願いしたいなというのと、続きましては構造物についてちょっともう少しお聞きしたいなと思っております。

風袋が潰れてきて、それに関する給排水管も傷んできたというので取りかえ、それはどちらにしても新しい、いいことなんですけども、それにつきます風袋の下の分はクランプを2筋にするということで、そうしますと、躯体の部分が、全体ではなしに、一部取り壊しとかという形をお聞きしておるわけなんですけども、コンクリートの躯体自体もそれなりに年が過ぎておりますので弱くなってきているとは思いますが、重力壁のことですんで、抱え込みか何かで処分されるのだろうと、いかれるんだろうと思っておりますが、それに対する、先ほどもお聞きされておりましたアンカー部分ですか、という部分が、差し筋ですね、というのも計上されております。この高さのうち、どのぐらいを大体取り壊されて、そしてこの風袋をつけかえられるということになっておるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（今田博文） 渡邊議員、答弁中は座ってください。

4 番（渡邊貫治） はい。済みません。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） アンカーの部分でございますが、アンカーをやりかえるということになりますので、その部分の一定躯体をはつるということでございます。

これにつきましては、基本的に今まだ設計の段階であるということをお聞きをいただきたいというふうに思います。今、途中段階で、中間で聞いております限りにおきましては、50センチメートルから80センチメートルの間のはつりを行うということでございます。そこに注排気管が埋まっておりますので、それをやりかえるということと、その後にアンカーを再度、ボルトを埋めて袋体を固定するというところでございます。

そのアンカーボルトでございますが、直径が20ミリメートル、それと埋め込み深さが、その躯体の上面から22.5センチメートルでございます。それと、ピッチが、間隔ですね、20センチメートルというふうに今のところ報告を受けておるということでございます。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 注排気管も今回取りかえられるということになってくるんですが、こちら側に操舵室ですね、こちら側にポンプ室等があって、それに関する、このように配管が行っとるわけですが、その建屋の部分ですね。配管をかえるとなると、建屋も考え方としては潰れて、完全に潰れなくても潰れてくるという形にはなろうと思うんですけども、それはもう全体的なものを潰さずに、配管だけ取って、その後はもう補修で、形で逃げていくという考え方でもよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 今回の工事のやはり基本的なところは、河川の中にある部分を、この工事の中で一定やり切りたいということでございます。と申しますのは、やはり占用をするという中では、やはり工事をするということについてもかなり大がかりな許可になりますので、今回1回で何とか手戻りのないようなところまでしたいと。なおかつ、躯体は袋体に比べまして、耐用年数は、実質的なものでいきますと、まだ数十年といえますか期待できるということもございまして、できる限り現状のものを長寿命化させながら必要なところをかえていくということを基本としております。

やはり35年たっておりますので、今おっしゃいましたように、建屋の部分でありますとかポンプにつきましても相当老朽化しておるだろうと、これはもう容易に想定ができるということございまして、できましたら、事業費がかなうならば、そういったところも、また補助対象との兼ね合いもございまして、考えていきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） はい、終わります。

議長（今田博文） ここで昼食休憩に入ります。午後1時30分に再開します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時30分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、議案第110号の質疑を続行します。



質疑はありませんか。

和田議員。

2 番(和田裕之) それでは、補正予算について1点だけ、加悦地域振興課長にお伺いをします。

予算書の24ページですが、ここの有線テレビ施設整備事業、これの備品購入費で告知端末、これが計上されております。この内訳について、まずお願いをしたいと思います。

議長(今田博文) 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長(森岡克成) お答えをいたします。

ただいまご質問のありました有線テレビ施設整備事業の備品購入費でございますが、音声告知放送端末機の購入費でございます。加入件数が、ことし4月1日から11月末までの間に50件、新規加入の方がふえました。そこで、音声告知放送端末機、在庫分が随分減りましたので、その分の補充ということで50台分、単価が2万1,600円でございます。50台分を今回購入したいということで計上させていただいております。

議長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) 50件ふえたということで、単価が2万1,600円ということで、ちょっとこの時期に高額な予算が上がってしまいましたので、ちょっとその辺を確認したかったという件で、在庫もなくなったということで理解をさせていただきました。

次に、これの関連機器になります送受信機器、いわゆるONUですね。これについての、これ以前もしたかもわからないですけれども、これメーカーはフジクラだと理解しとるんですけども、これの製造を中止するという件をお聞きしたことがありまして、これについては在庫というのをある程度ストックしておかなければならないと、こういう状況にあるというふうに思っていますが、この点について、改善点等あったらお知らせいただけたらと思います。

議長(今田博文) 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長(森岡克成) 以前、フジクラのONU機器につきましては、インドネシアの台風の関係で製造工場が水浸しになって製造が中止になったということで、メーカー、フジクラ、それから施工業者でありますエクシオとこれまでから数回協議を続けておりまして、新たな機種、他メーカーも含めて検討を続けております。

そこで、これまで数回行いましたが、また来年になります、1月の中旬に東京のほうからフジクラが来て、エクシオと同時に協議というか、説明をさせていただくということを聞いておりますので、その中で新しいONUの今後の補充についても協議ができるというふうに思っております。

議長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) これは、その先にあります、例えばルーターであったりだとか、これは、ルーターとかであればほかのメーカーでも対応できるというのは皆さんご存じのとおりなんですけど、これについては、今使ってられる方の保守ができなかったりとか製造がなくなってくるといことになると、ほかの機器で代用するということが難しいというふうに思っておりますので、ちょっとその辺のところは注意して進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、今の在庫の状況についてはどのようになっていますでしょうか。

議長(今田博文) 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） ONUの在庫につきましては、前回、約2年間分ぐらいを事前に、財政課と調整をさせていただきまして予算をつけさせていただいたということになっておりますので、その分の台数については確保ができておるといってございまして、その間、その年数の間に新しいONUなり代替品の検討をしていくというふうなことで計画を続けております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひとも代替機を含めて検討をしていただいて、今後の新規ユーザー、そして今使っていただけるユーザーの方にご迷惑等がかからないように、十分していただきたいというふうに思っております。

次なんですけれども、きのう、若干CATVセンターの関連でご質問が小牧議員からあったと思うんですが、現在、NTTグループによる光ファイバー、これの架線工事が、特に今、ここ二三日を見ていると、岩滝地域もちょっとうろろうろしとるんですけど、この工事が進められているというふうに理解をしとるんですけども、この辺のこの状況について、わかる範囲でお伺いできたらと思います。

議長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 私も直接NTTさんのほうにお聞かせ願ったわけではありませんので、住民の方からいろいろとお話を聞いております。

ここでどうかと思うんですけども、私の聞きました範囲によりますと、11月ごろに光ファイバーの幹線工事を行う旨のチラシが入りました。入った範囲、家屋につきましては、光ファイバーを架設する周辺といいますか、幹線沿いのお宅にチラシが投げ込まれたというふうに聞いております。それが、加悦地域、野田川地域、岩滝地域、この3地域同時ぐらいに大体チラシが入れたということですし、それから岩滝地域につきましては来春からインターネットサービスを開始するというので、事前に各戸にその申し込みといいますか、訪問勧誘が行われており、電話で数回勧誘があったとか、実際におうちのほうに訪問されて値段とか契約の提示があったとかというお話を聞いておりますし、またKYTと同じインターネットサービスをやっておるので、私はKYTを引き続き利用するんだというような声を聞かせていただいております。

私の知る範囲については以上でございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私も何人かの方から問い合わせというか、お聞きをしております、中でも、やはり岩滝地域が一番早いようなことで、先ほどおっしゃったように勧誘等があるという、要はそのようなお知らせも聞いたとるんですけども、そこで、これはいわゆる光のインターネット接続サービスということですね。これ多分フレッツ光ネクスト準と呼ばれる、こういうタイプのもんだと思うんですが、これには、通常これは通信料金というものがあまして、そのほかにかかる料金というのはどのような理解をされていますでしょうか。

議長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） これもNTT西日本さんのホームページ上で私がちょっと見させていただいた部分ということになるわけですけども、定額利用料というような、いろんな料金プランがあるみたいですけども、定額制でいきますと3,000円、6,000円とか3,000円、

8,000円ぐらいの回線利用料が1つと、それプラスプロバイダー利用料というのがNTTさんの場合はかかるということで、プロバイダーにつきましては十数社あると思うんですけども、その中から自分のプランに合った、サービス内容に合ったプロバイダーを選ぶということで、回線使用料というのは光ファイバーを利用する料金、それからプロバイダーというのは、インターネットを利用するには、そのプロバイダーさんとの契約を1社と結んで、例えばメールアドレスをそこでもらうとか、何個もらえとか、それぞれ各社によってサービス内容が違うようなんですけども、千数百円ぐらいの利用料金がかかるというふうに、調べた結果ではそう思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） おっしゃるとおり、KYTではプロバイダーとか回線使用料込みの値段ということで理解をしております。

ちなみに、今のKYTのCプランですね、それとBプランの料金、これをちょっとお知らせいただけたらと思います。

議長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） KYTネットの料金プラン、インターネットの利用についてはBプランというのとCプランという2種類がございます。

Bプランについては、テレビとインターネット両方が利用できるプランでございまして、スピードによって3段階のプランの料金がございます。

Bプランの廉価プランというのが、テレビとインターネットをあわせて3,000円、インターネット部門が2,000円、テレビが1,000円でございます。それから、Bプランの基本プランというのが、テレビが1,000円と、それからインターネット料金が3,000円で4,000円でございます。それから、満足プランというのが、テレビが1,000円とインターネット料金が4,000円で5,000円でございます。

それぞれスピードによってということでございますので、廉価プランについてはベストエフォート10メガ、それから基本プランがベストエフォート30メガ、それから満足プランが100メガということでございます。

また、Cプランにつきましても、スピードによって3段階ございまして、廉価プランが2,500円と、Bプランよりも500円プラスとなりますが、Cプランはインターネットだけの利用プランです。廉価プランが2,500円、基本が3,500円、満足プランが4,500円というような料金体系になっております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

今言われたとおり、スピードの面においては、当町の場合100メガが最高速度ということで、隼というのは1ギガですので、言うたら1,000メガということになるわけです。

そこで、基本料金的なものは、先ほどおっしゃったとおり、NTTさんのほうは3,800円、これ6年間というふうにホームページなんかにも載せられているということで、プロバイダーが別料金でかかる。大体これがOCNとぶらら、これはどちらもNTTグループですけども、大体1,100円と1,000円、これが加算されるということで、5,000円ちょっといかにいかないかというところだというふうに思っています。

ただ、キャッシュバックだとか、何カ月間か無料だとか、いろいろとその辺の割引サービスがありますし、また光電話、これが大体500円だと思っていますので、スピードにおいてはやっぱりこっちのほうが速いのかなというふうに思っていますけれども、そこまでのスピードが要るのかどうかと言われれば、個々のユーザーさんが考えられることかなというふうに思っております。

いずれにしても、当町にとっては、今後CATVセンター、これが独立をするという面において、やはりインターネット部門というのは利用者も多いですし、利用金額も多くいただいているという状況の中で、利用者にとっては1つの選択肢ができたということだというふうに思っていますし、その点、やはり今後安定したサービスの提供とさらなるサービスの向上に努めていただきたいというふうに思っておりますが、最後にその点、課長の見解をお願いします。

議長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） NTTのインターネットサービスにつきまして、京都府内では与謝野町と伊根町だけが対象地域になかったというふうなことで、ようやく与謝野町にも入ってきたということでございます。

先ほど議員さんがおっしゃられましたように、それぞれ最終的な選択は加入者といいますが、住民の皆さんだと思いますし、選択の幅がふえて、それはそれで大変いいことだというふうに思っております。ただ、町といたしましても、このインターネットサービスが町民の皆さんのご協力により、これまで、さらに品質を高めて安定した稼働で推進してまいりたいと思っておりますので、ぜひともご協力をお願いしたいというふうに思っておりますし、あわせて、先ほど、過日には停波の事故がございましたけども、今後十分そういった点も検証しながら安定稼働に努めて、よりよい品質の中でインターネットサービスが利用していただけるように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） ぜひそのようにお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 67ページの図書館費が補正で上がっております。これは人件費の分の変更ということなのですが、関連で運営に関しても、議長、質問してよろしいでしょうか。

議長（今田博文） ちょっと中身がわかりませんで、ちょっともう一度、済みません。時間カウントしませんので。

7番（伊藤幸男） いわゆる図書館の運営の問題なんですよ。

議長（今田博文） 57ページ。

7番（伊藤幸男） いや、それは、今67ページの図書館費なんですけども、質問してよろしいかということを経理に聞いているんです。

議長（今田博文） よろしいです。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、関連になりますが、実はこの一月ほど前でしたか、図書館の運営にかかわって、あるご夫妻から意見がありまして、どうも話を聞いていますと、概要でいうと、図書

館の活用をもっと有効にするべきでないかということのようです。それはどういうことかということ、どうもテレビが何かで、その前にいろいろな何本か見て気づいたんだけどという話だったんですが、結局先進地の、私もこの件は非常に興味を持って研究せなあかんと思ったとこなんです。十分研究はまだできていませんが、概要でいいますと、ある自治体は、全国にもかなりあるようですが、図書館の司書を中心に現場の学校の教育と連携をして、それでそれを展開すると、教育実践に生かしていくという、そういうことなんです。

これは以前にもちょっと一部は取り上げたことがあるんですが、改めてちょっとお聞かせ願いたいと思うのは、学校現場で、図書館の活用でそういう仕方をやっているような実践はされているのかどうかお伺いしたいと思っています。

議長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） 今、議員おっしゃっていますのは、図書館の図書館司書が学校の図書館との連携の中で、学校へ行ってそういう活動をということでございましょうかね。

その件につきましては、現在、図書館本館のほうに司書がおりますけれども、その司書が実際に学校現場、小学校、中学校等へ行って、例えば読み聞かせですとか本の紹介とか、そういう事業的な、総合学習的な部分では行っていないのが現状でございます。

学校の取り組みの中では、今非常に本に親しむというところが重要な課題といいますが、そういう本を読む力といいますが、読解力といいますが、そういった部分が非常に欠けてきているというような現状がある中で、親子読書週間ですとか、親子で読書を楽しむ、また1つの本を親子で読んで、その感想をずっと共有していくとか、そういうようなあたりで、読書活動につきましては違う意味でいいますが、学校現場のほうでは学校現場のほうで図書館の図書の本を読むということの充実を図っておりますけれども、なかなか現実的には、学校図書館、学校図書室の本の充実なんかなかなか厳しい現状がございますので、学校間でも格差はあると思いますけれども、そのような活動が現状でございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それは、図書館というか、図書というか、そういうものの教育現場での活用というのは非常に重視をされてきているということは聞いているんですけども、私が言いたいのは、図書館の司書というのはそれなりの資格というか、持った人で、それなりに大きな役割を果たす能力も持っておられるんで、その方をまた中心に学校現場での教育実践に生かしていくという、ここの立場なんですね。

先進地で、私、石川の何とか市だったと思うんですけども、これは以前に、僕は興味があったもんで、すぐビデオ撮って見とったんですけども、作家の方が司会をされてやっていたけども、そこは学校にずっと関係プレーで、教科を図書の財産で生かしながらする。同時に、子供がテーマをみずから決めて、そのことの研究をしようというんで、図書館でどうしたら調べられるんだと、どういうことをすればいいんかということを経験的实践して、自分ら自身がその勉強をしていくということで非常に効果を上げて、結論的な言い方ですが、読書数が非常に多なったというデータを、これ3年も5年も前の話ですから、かなり続いているんだろうと思うんですが、そういうんで非常に自発性ですね、子供の自発性が非常に伸びたというか、すぐれた形になってきたということレポートなんかでされてきました。いろんな角度はあったんですけども、今き

ちっと思い出せませんが、そういう活動をやったりこの現場でも、可能な限りいろんな活用をしたらいいのではないかと。

ただ、図書館の司書といっても、たくさんここにはいないんですね。強いて司書らしい人というたら差別的な言い方になりますけども、校長だった塩見さんはよくご存じだと思うんですが、今全国の学校は、一応らしき人というんか、類する人が図書館にもいると。司書のね。こういうのは、当時、橋本内閣のときに全校配置を決めたんです、実は。大分前になりますけども、橋本内閣ですから。そのときに、全ての学校、小・中学校に司書を置いてやると、そのことで教育実践を高めていこうということがあったんです。学校の図書館に司書を置くという話です。ところが、予算がないために、それは簡略なテストで司書の資格を与えるということだったと思います。それは、教育長、そういうことだったと思うんですが、いかがですか。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えいたします。

現在、学校には司書教諭という形で資格を取って配置をしております。以上です。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そういう方との連携も含めて、やっぱり能力を大いに、人材能力を生かして子供の教育に生かしていくということが大事じゃないかと。ただ単に、それは学校教育、教科だけでなく、やっぱり興味を持ったものをどんどん調べるという前向きの能動的なやっぱり教育実践に生かしていくことが、町長も教育は非常に重視されているわけですし、そういう角度からの研修やなんかもぜひやってほしいなというふうに思っています。よろしいか。

議 長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） ありがとうございます。町の図書館には司書1人でございますので、その部分では非常に動きにくいところもございます。議員おっしゃいますように、各学校での司書教諭との連携等で取り組みを進めることが必要なというふうに思います。

図書館、分室も含めまして、季節ごとに読み聞かせ等の事業は行っております。また、そういうあたりで学校ともまた連携をしながら取り組みを進めていけたらと思っています。また、この情報を学校等、図書館等に流したいと思います。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

有吉議員。

1 2 番（有吉 正） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

46ページに有機物供給施設管理運営事業、何名かの議員さんが質問をされておりましたが、私はちょっと別の角度からも質問したいというふうに思います。

これは町の直営でやられておって、今回、重油の値上がりというような中で補正が出ておるわけなんですけども、かつてこの施設も、この肥料を製造する機械、プラント、かなり年数がたつておると。言うたら豆っこ肥料、これはもう今は町になくはならない豆っこ米の大もとになる肥料です。そういった中で、重油をたくさん使うというのがいかなものか、ほかにええ手だてがないのか、前の議会からもそういった声があったらうと、私以外の方からもあったらうと思っております。

そういった中で、高島市でしたか、滋賀県の、あちらのメーカーさんというのか、そういった勉強会的なことを私も一、二回出させていただいたり、行政もそちらに勉強に行かれたり、いろんな経過があったらと思うんですが、そういったこの機械にかわる、これもいつかは機械の更新をするのか、そのことも考えていかなあかんというふうに思うわけなんです、そういった方向性は今どのように考えておられますか。お尋ねします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 設備の方向性でございますけれども、これは繰り返しになるかとも思いますが、やはり今の老朽化という、老朽化までは行っていませんが、結構年数もたっておりという機械につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、重油を熱源としてたいておることがございます。そこを、より環境にも配慮、また生産経費も抑えるということで、高島市の業者が研究をしておりましたばっ気式の肥料の製造設備、これは研究もしてまいりました。一定の経費的な部分では評価もしております。ですけれども、ここでまだその辺は調査の段階ということで結論は出しておりませんが、今の熱源の問題一つにとりましても、ばっ気式で、工場では熱源でエネルギーは少なくとも、逆に圃場に運搬するとか、圃場の中でまたそれをまく、散布すると、そういった農家の労力なり、そこで発生するエネルギーを総合的に見ると、いやいやつり合いも決して、今の方法が熱源を比較して多いということに言えないのではないかなというようなこともだんだんわかってまいりまして、その辺も今は引き続き検討しておるという段階です。

方向性といったしましては、いずれにしても設備が一定の年数が来ておることと、供給が需要に追いついていないということと、それと今後の農業を考える中で、やはり環境面も配慮をしながらの農業ということでは、自然由来の肥料を使うという農法を推進していくというような点から、いわゆる前向きな検討といえますか、はしていくということでございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） おっしゃるとおり、大体わかるわけなんです。しかし、いつかはそういうときが来るということも頭に置きながら、いい方向を出していただくように。

ただ、今の機械と仮に同じのを買うとするならば、当時どれくらいだったのか。ざっとわかれば教えていただきたいと。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 当時の事業費で、建物も含めまして、また肥料を粒状に成形する造粒機も含めまして、総額で2億円ということでございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） わかりました。なら、ちょっと質問を変えさせていただきます。

40ページになるわけなんです、地球温暖化対策事業、上のほうに載っております。ちょっと住民環境課長にお伺いさせていただきたいんですが、この説明は高岡議員で聞きましたし、私も常任委員会が同じですので、課長から聞かせていただきました。

そこで、課長にお伺いしたいのは、先ほどの豆っこ肥料のこととも関係するわけですが、今、ペルーのリマですか、COP20、これは気候変動枠組条約、地球温暖化に対する会議がペルーで行われております。それで、最後クールビズに行きますので、なぜクールビズなのかということにつなげたいと思います。

それから、よく京都議定書、これが1997年に京都で開催された気候変動枠組条約会議ですね。これが、COP3が行われたわけなんですけど、日本も2002年度にこの京都議定書を締結したと、こういった流れの中で、もう大分前、クールビズが始まる前にエコスタイルというふうな中で、いわゆるクーラーを28度設定にして上着をとりましょう、ネクタイをとりましょうというようなことがあったというふうに思っております。

課長にお伺いしたいのは、私の説明が間違っておれば言っていたきたいというふうに思うんですが、そういった中で、ことしの9月議会の中で、一般質問をネクタイ着用というふうな話し合いの場も持たれました。私の記憶では、野田川町時代にそういったことがありまして、議会はどうかと。議会もそれを取り入れましょうということになりました。それから、与謝野町で合併して、そういった会議を持って、議会のほうもクールビズでいきましょうと、こういうことになっております。ただ、こういった地球温暖化の流れの中で少しでも二酸化炭素を減らそうと、それからエネルギーを少なくしようと、まず行政から、また議会からというふうな流れの中でクールビズということが始まっているということだと思っておりますが、課長、この辺はいかがでしょう。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員ご指摘といたしますが、お話のとりの経過の中で今現在来ておるといふふうに認識をしております。

議長（今田博文） 有吉議員。

12番（有吉 正） 私は、大体国会議員さん、特に小泉元総理大臣もそうでしたし、今のテレビに映る安倍総理にしる国会議員さんが大体上着着用、ノーネクタイというのをよく見るわけなんですけど、だからクールビズとはノーネクタイなんだという思いが見とられる方にあるのではないかと。だから、いろんな意味でなぜノーネクタイなんだと、上着を着ているのにというふうな私はことが、ある意味マスコミにもよるんでしょうけども、そういう錯覚が起きているのではないかと私は思うんですけども、だから一遍そういうところは行政のほう側からも、今冬ですけども、一遍クールビズとは何かということを知らせていただく必要があると思うんですけども、その辺は課長いかがでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 毎年6月ですか、になりますと、町内職員向けにはクールビズの話、あと冬場になりますとウオームビズの話等を回覧等で周知させていただいております。そういった中では全庁的にといたしますか、それこそ地球温暖化ということですので、世界規模の問題だといふふうな認識の中では、今、議員おっしゃいましたようなご提案のありましたようなPRといたしますかというふうなことは必要なんだろうというふうに思っております中では、ちょっと考えさせていただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 有吉議員。

12番（有吉 正） 私も、ネクタイを製造しておられる方からそういったおしかりを受けたこともございます。そのとき、私はそういうふうに説明といたしますのか、なぜなのかということは説明しております。そういったことが、聞かれたときにこうなんだということが私は大事だと思うんです。



山添町長、最後のお答えいただきたいんですが、昨年の6月の一般質問のとき、まだ議員でした、山添、今の町長は。そのときに、ちょうどホームページを見ておられますと、私の前でしたか後に、議会だより、そのときの写真は半袖のノーネクタイでした。そういった、私ももちろんノーネクタイ、半袖、6月議会の一般質問ですけども。そうした中で、今は、せんだっての9月議会を見ていますと、上着、ノーネクタイ。バッチというものをどういうふうに、国会議員さんと同様の状況だというふうに思うんです。ですから、いろんなこういって中で、今、課長にお願いをしましたんですけども、そういったことを我々が認識する、ネクタイする、しないは別個として、それは個人の判断でいいと思うんです。だけど、やはりこういう状況だから、クーラーをガンガンつけてネクタイして上着を着るという時代では私はないと思っております。ちょっと町長に、最後よろしくお願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先日ペルーで開催をされましたCOP20におきましては、発展途上国と成熟国の中で数値目標をいかに掲げていくかという点が大きな争点、議論になったというふうに思っております。そうした中で、地球規模で地球温暖化対策、あるいは気候変動に対して理解を深めていく、対策を深めているという状況を認識しているところでございます。

当町におきましては、そうした地球規模での議論もさることながら、産業振興という側面から、私はより積極的なネクタイのPR、あるいは織物のPRをすることができるのではないかなというふうに思っております。そうしたバランスを考えながら、今後対応していきたいなというふうに思っております。

しかしながら、先ほど有吉議員が指摘をされましたように、これまでの京都議定書からの経過も私自身も認識しておりますので、そうした認識のもとに対応を考えさせていただきたいというふうに思います。

1 2 番（有吉 正） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

安達議員。

5 番（安達種雄） 5番。32ページの障害福祉費の件でお伺いします。

この扶助費が5,370万円上がっております。まずこれの性格と、それから毎年この時期にこういったような補正で対応しておられるのか。その2点をまずお伺いしたいと思います。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

今回の補正で障害福祉サービス事業ということで扶助費を5,370万円計上させていただいております。

この事業の内容でございますが、これは障害者の方が日々利用されます、例えばホームヘルプのサービスだとか、それから放課後児童デイというような預かりサービスだとか、そういったものの費用に充てる扶助費でございます。

毎年、当初に見込みを立てますが、サービスがかなり普及してきておまして、利用者が年々ふえてきておるとい状況の中で、この時期にちょっと当初を上回るような利用が見込まれるということが年々起きておりますので、ちょっとこういった高額な補正にはなっておりますが、

9月、12月ぐらいにはそういった見積もりを再度し直しまして補正を組ましていただいております。ということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 今、課長のお話を伺っております中で、年々ふえておるといふ部分は、この制度が浸透していくから対象者がふえていくのか。それとも、やはりこの時代でありますので、そういったような対象者が自然的にふえていますのか、これはなかなかキャッチしにくい部分だと思っておりますが、その増加の要因ですね、これについてご感想でもお聞かせいただきたいと思っております。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。

まず、当初予算を組む時期というのが、各課から予算要求をしますのが12月ということになりますので、大体11月ぐらいの時点の実績に基づいて予算要求をさせていただいております。

それで、昨年の11月時点では、サービス利用されておる方が452人、これはちょっとサービスを重複して利用されとる方がありますので、ちょっとダブルカウントになつとる部分がございますが、ことし、平成26年11月時点では506人ということで、約54人ほど利用がふえております。これは、一つには相談支援事業というところにここ近年力を入れさせていただいております。これは、一つには相談に基づいて、これまでこういったサービスを利用していかかわからなかったというような対象者が広くサービスの内容を認識していただいて、こういったサービスが活用できるんだということをご理解いただいた上でサービスの利用につながっておりますので、そういった意味で制度も浸透しておりますし、それから利用方法等についてもよりわかりやすくなってきておるといふことがあつての利用者の増といふふうに思っております。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 昨年、同時期比、1割強ということでありまして。いろいろと毎日頑張つて生活しておられます中で、よりこの制度が町の広報の徹底で、隅々という言い方はどうかと思っておりますが、町民の方にさらに広がり、少しでも快適な暮らしをしていただけるような手だてが担当課のほうでは講じていただきたいということを要望しておきまして質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

15 番（多田正成） それでは、ちょっと一、二点お伺いしたいと思います。

54ページ、建設課長にお尋ねしたいんですけども、道路新設改良事業ということなんですけれども、工事請負費、町道改良工事費ということになっておりますけれども、ちょっとここを教えてくださいませんか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、54ページの道路新設改良事業の工事請負費の関係でございます。

今回、390万円、補正を組ませていただいております。

まず、1点目につきましては、四辻加悦駅線、ちょうど加悦奥川の改修で宮野橋というのを10月に新しい橋にかえさせていただきました。いわゆる取合の部分の町道部分の舗装の部分が傷んどるといふようなことがございましたので、橋の舗装をかけるときに既に一緒にかけていただいたということでございます。この部分が、もう既に工事の部分をはかのやつを流用し

ながらやらせていただいたというふうなことが出てきおりましたので、その部分を今回補正させていただきますというふうな内容でございます。

それから、もう1点は堂尻波止場線といひまして、ちょうど岩滝本庁舎から岩滝海岸線のほうに抜ける道路があると思いますけれども、そこがグラウンドゴルフ場から出てくる取合の部分の工事を今回やらせていただきたいなというふうに思っております、その部分が約230万円上げさせていただいておるといふような内容がこの390万円の内訳でございます。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） この分についてはわかりました。

道路の新設改良の事業にあわせて、ちょっとお尋ねしたいことがありましてお伺いいたします。

四辻の中央線なんですけれども、今、残土がかなり置かれておまして、その先には随分石ころや、大きな石や、本当に不法投棄みたいな形で置かれとって、そこはちょっと課長にお願いしてきれいにさせていただきました。

ところが、あそこにちょうど田んぼが一、二枚あって、道路が切れてしまつとるんです。それが岩屋川線に向かって堤防がずっとあるんですけれども、その道路が堤防までつけば、農業者の方が非常に使い勝手がいいというふうにおっしゃっているんですけれども、どうせ残土をほかさされるなら、その田んぼも、聞いてみますと町のもんらしいですんで、あれをストンと堤防までつけていく。本当は山田まで抜いてもらう道路の予定だったんですけど、それはちょっと難しいんでしょう、せめて、あそこでとまつとると使い道がない。あそこまで、堤防まで残土をほかさかわりに、そこを埋めていただければ、その道路まで使って周遊できるという方がおいでなんですし、それからあそこに、ちょっと岩屋川のこっちの農協寄りのほうに橋がかかっています。鉄骨の橋が。それが町道橋になつとるらしいんですけども、腐って腐食して穴が開いとって通行どめになつとるんですけれども、あれも非常に農家の方が困っておられまして、あれが何とか補修できんかという話と、その道路が、どうせ残土がほかしてあるんですから、その残土をそこへ持って行って埋めてしまつて道路にしていけば、田んぼがよそのもんなんなんですけど、町のもんらしいです。僕はわかりませんが、そこを、課長どういふふうに思われますか。もしつなげるようだったら、残土をほかさかわりにそこをつないでもらつたら、周遊できて好きなように動けると。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。

中央線の関係につきましては、旧町からの引き継ぎ事項というふうなことでございますけれども、当初の目的が変わってきたということだというふうに私も認識をしておりますし、太田町長時代にも、多分最後ぐらいだったかなというふうに思いますけれども、そういうふうな一般質問が出てきたというふうにも思っております。当時は今の宮津養父線が国道176になっていましたんで、その渋滞緩和というふうな目的で中央線という計画が上がってきたというふうには聞いておりますけれども、国道176が東側に移ってきたというふうなこともあって目的が変わってきたということで、今ああいう格好で残つてしまつとるということでございます。

お尋ねの部分につきましては、どういう格好で用地買収がしてあるのかということをお伺いして、今即答することができません。

それと、もう1点、今の橋の関係があったというふうに思っております。それは町が管理をしております橋でございます、今の長寿命化計画で修繕をする橋の1カ所になっております。その部分につきましては、当然今の長寿命化計画にあわせて橋の修理をしていかなければならないというふうにも思っておりますし、順番をどういう格好にするかということもあろうかと思っておりますけれども、町のほうでも今の鉄板橋の部分に穴が開いとるというふうなことも、もう周知をしておりますし、そういうふうなお電話をいただいとるというふうな経過も建設課のほうでは聞いておりますので、そこをいつの年度でやっていくかということは今模索をしております、できるだけ早い時期にその橋の補修をさせていただきたいなというふうには思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） ありがとうございます。

課長、早い時期というのが、言葉では早いというたらずかなと思うんですが、そこら辺はちょっと大体いつごろになるというような予定を聞かせていただくのと、それからその道路を堤防まで延長するのがどういうことだったのか、ちょっと調べてみると返事ができんということなんですが、もしそれを調べていただいて、私は農地は与謝野町のものだというふうに聞いていまして、ただその道路がつくまでは農家の方が田んぼつくつとるでいうてつくっておられるみたいなんですけれども、こういう横に残土がある。普通我々が考えるのは、そんだけ残土があると壁をすとかなんとか、そういったことが義務づけられとるのかどうかは知りませんが、そういうふうになって残土をほかすのが当然だと思うんですが、そのまんま放置をして草がいっぱい生えとるんですけれども、その先を、その残土をこれからほかさされるにしても、この田んぼにほかして堤防までつけていただいたら本当に、私も回って見るのに、そこから行けれへんもんだで、こっち側から、こう、あずまやのほうにも行かんなんというような状態です。それから、今、鉄板が直りましたら、あの橋が直ったら、また自由にこっち側からこう行ったりとかということができて、非常に農家の方が便利かなという気がするんですけれども、ちょっとその辺のおおよその計画が聞かせていただけると。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。

今の橋の件につきましては、うちが今思っております年次的な話、それと今の橋の利用度、そういうことを加味しながら優先順位を決めさせていただいておるのが今の橋梁長寿命化計画の内容でございますので、橋の損傷ぐあいがどの程度だということは、穴が開いとるとか、それから今は町のほうで、今さっきおっしゃいましたように町が管理をさせていただいておる橋梁でございますので、その部分については通れるようにはさせていただかんなんというふうには思っております。

今、いつだと言われると、ちょっと今ここでお応えすることは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

それと、もう1点は岩屋川線の関係でございます。確かに、今、岩屋川線の部分につきまして、残土はそこに一時的に仮置きをさせていただいとるというふうな内容でございます。中央線。済みません。それは、今回新たにまた違うところで使いたいというふうな思いがあって、今あそこに置かせていただいとるというふうな内容でございますので町のほうが管理をさせてもらとる

わけですけれども、議員もご承知のように、町道の今の道路新設改良費といいますのは、今の補助事業の部分を除いても、ほとんどが地元要望が出てきとる部分の予算づけをさせていただくというふうな内容でございますので、そこら辺とどういうふうな関係を持たせながら予算づけをするのかと。

また、やはりたくさんの方が通られる、やっぱり利用されることからやはりそうやって改良したり、あるいは、また維持補修をしていくとか、そういうふうなことを今我々のほうとしてはやらせていただくとということでございますので、いつどうだということとはわかりませんが、今そういうふうなことを聞かせていただきましたので、どういう格好で道路の部分がつけられるのか。私が今思っている中では、やはりどうしても上山田のほうに曲がっていかんのかなというふうに思っておりますので、今おっしゃった内容では、岩屋側の管理道からのそういう接続部分のことをおっしゃるとるんだらうなというふうには思っておりますので、その部分がどういう線形で例えば用地買収になつとるのかというふうなことをやはりちょっとつかまないと、いつだというふうなことをちょっと申し上げられてもちょっと回答することはできませんので、この部分につきましてはちょっとご容赦がいただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） それでは、道路の分は農地を調べていただいて、私はそういうふうに聞いておるんですけれども、調べていただいて、つけられるもんだらうらつけてあげていただくと、非常に農家の方が仕事がしええという感じで言っておられましたので、よろしくお願ひいたします。

それと、それにちなんで、今言う岩屋川から、農協の裏から岩屋川がずっと野田川まで堤防がありますね。両端。あそこの要するに草というのか、河川というのか、その整備というのはどこがするとこなんでしょうかね。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今おっしゃっておる部分は、野田川と岩屋川とが合流しとる部分の河川公園、その場所だというふうに思っております。そこは、今の岩屋川の河川改修のときに、町が頼んで京都府にさせていただいたという公園だというふうに思っております。

そこをもっときれいにやったらどうだというふうなことだというふうに思っているんですけれども、私は、一旦きれいにさせてもらったんですわ。ところが、いろんなことで町も管理ができないという場所の選定でございまして、毎日毎日そのところを見に行くというふうなことができません。そこでは、今、前にもちょっとあずまやのほうでいたずらをされたりというふうな経過がございましたので、そういうことだったら、もう町が管理をできませんので、今は管理道として通れる部分は地元のほうで草刈りなり、そうやってやっとなっていただくんだらうなというふうに思っているんですけれども、もうあそこの管理というのが、当時は河川改修のときにそうやって、町のほうが後を譲り受けたときには管理をしますよというふうなことで京都府のほうに整備をしていただいたんだらうなというふうに思っているんですけれども、あそこの部分を、今は、結局、言うたら、そういうことになってくるとまた違ういたずらをされるというふうなことが出てきますので、私としましては、今あのままというふうなことのほうが、結局町が放棄するわけでもないですけれども、責任を、ちょっとあそこの部分を、全部が全部もう管理ができないというふうにも思っておりますし、今後、例えば加悦奥なんかでも公園整備が出てくるだらうというふう

は思っておりますけれども、私が思っとる範囲の中では、やはり地元が管理する部分、町が管理せんなん部分、それから京都府が管理する部分というふうな、やはりちゃんとした管理形態をきちっと決めて今後は管理をしないと、昔のようにつくってもらったら、それをつくってもらったら町がするというふうな時代では、私のほうとしてはもうそういう時代ではないというふうに思っておりますので、今後も今の加悦奥川の関係につきましても、そういうふうな維持管理の形態というのをきちっとやっていって、そういうふうな維持管理をしていくべきだというふうに思っております。

その部分については、町が管理をしても、全体の部分として管理ができないというふうな場所がございますので、ちょっと今管理をしっかりしろというふうなことをおっしゃっていただくんだろうというふうに思うんですけれども、なかなかその部分まで町が維持管理できないというふうな状況でございます。

ちょっと回答になったかどうかわかりませんが、今の実態としてはそういうふうな状況だというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 基本的には与謝野町で管理をしなければならないというところだけでも、できないという認識でよろしいんでしょうか。

そういった中で、今、課長が言われたように、本当にすみ分けをして、地域で管理してもら分、それから町で管理する分、府でしていただく分というすみ分けをきちっとしていただいて、そういうふうに管理体制をきちっとしていただくといいんですが、ちょうどあそこには岩屋川から行ったとこと、それから三河内から流れてくる川がもう1本、こっち側に、野田川の手前の、堤防の手前が今度三河内から来て、ちょうど3つが一緒になって野田川に流れていくという状況で、あずまやが2つこっちに、堤防のほうに1つと、それから内側の三河内川と、三河内川というんですか、何というか私知りませんが、あその川、と岩屋川が合流するその三角のところにあずまやが2つあって、非常にあそこがもう草ぼうぼうで、あずまやももう草で覆われとるような感じで、ところどころ、何かれんがみみたいなものが見えるぐらいの程度になつてくるんですけれども、ちょうど、こんなこと言うとおかしいんですが、あそこにそっと行くというような状態もあって、それがきれいになれば、そういうことも遠くから見えてという、教育上の問題もありまして、ちょっとそこを指摘を受けとるんですが、そういった意味で、管理体制からいうと課長のおっしゃるとおりだろうなと思うんですが、そういった教育関係からいうと、私はまだそこに遭遇したことがないのでわからないのですが、そんな声を聞かせてもらって、そこがきれいになれば、やっぱりそういうことも避けて通れるんと違うかというようなことがちょっと出ておりましたんで、その辺、課長。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。

合併当初、あそこをきれいにさせてもらったんですよ。合併当初、きれいにさせた段階で、このあずまやのところにいたずらをされたり、いろんなペンキを塗られたりというふうなことが起きましたんで、そうなら、もう逆に逆療法として、もう、ちょっと管理不行き届きだと言われたら、それはそうなんですけども、そういうふうにさせてもらったという経過があるんです。それ

は、もう名前は出しませんし、どこの誰がやったということももうわかっただけですけれども、そういうふうなことで謝りにも来られたというケースも聞いたことありますけれども、そういうふうなこともあって、やっていくと、やはり誰かわからん、その当時はそういうふうな申告をしてもらったんでわかったんですけれども、誰かわからんというような人がやはりあそこを使うということが考えられるんで、そうなら逆に、もうなかなか、あんなことにしといたらと言うたら語弊があるかもわかりませんが、利用ができないようにするのも一つの方法なんかなということなんで今思っただけというふうな状況でございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） 管理体制からいうと、そういった事情もあつたりして、逆療法もあるということなんですけれども、今はちょうど家があつて、それに覆いかぶさつて、周囲から余り見えん状態ができ上がつたということなんで、そうなら、もう不要なものはきれいに取つてしまふとか、そういったことも必要ではないかなと。今、課長の説からいうと、そういうことも必要ではないかなということがあつたんですが、今どうのこうのということはいえませんが課長もお困りのようなんで、そういったことも頭に置きながら、今後その管理体制もちょっときちつとしていただいて、また教育関係のほうとも話していただいて、どうするべきかということを考えていただけたらありがたいと思いますが、何かありましたら。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今後どういうふうにしていったらいいのかということ、確かに議員がおっしゃる点もわかります。例えば、今のあずまやを取つたということになつても、やはりある程度のお金もかかつてきますし、取つただけでどうするのかということも出てきますので、その点についてはもう少し検討させていただかんと思つておりますけれども、これからは不要のそういうふうな施設は、僕はもうつくらんほうがよいというふうには思つておりますし、やはりちゃんとした管理というのですか、先々まで管理ができるような体制をとらないと、もう無理だというふうには思つておりますので、今後どういうふうにしていくのかということはいえませんが課長も思つておりますけれども、今後はやはり維持管理も含めての将来的な見通し、そういうふうなことも含めましてやっぱりやっていくべきだなというふうにつくづく、私はあの状態を見つておられますので、どういう対策をとれるのかということはいえませんが課長も思つておりますけれども、やはりまた現地を見に行かせていただけたらとか、必要最小限の部分まで刈らせていただけたらとか、そういうふうなことは考えていかなんのかなというふうには思つております。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいまご指摘をいただきました件につきましては、公共施設の維持管理全てにかかわることだというふうには思つております。

まず第1に、方針を出すのであれば、住民の皆さんを信頼するということだろうと思つております。例えば、ある施設を管理する場合、良識のある与謝野町民であればという考えに立つことが必要なんではないかというふうには思つております。そうした考えに立ちながら、維持管理について対応していきたいというふうには思つております。

議長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） それでは、課長に3点ほどちょっとお願いを、課題をちょっと与えておきました

ので、また早急に検討していただいて、何らかの方法を出していただきますようお願いしまして質問を終わります。

議 長（今田博文） ここで2時55分まで休憩します。  
（休憩 午後 2時42分）  
（再開 午後 2時56分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、議案第110号の質疑を続行します。  
質疑はありませんか。  
塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、議案第110号 一般会計補正予算（第4号）について、まずページよりも、総務文教厚生常任委員会の資料としていただいております消防通信施設整備概要、これ消防組合のことなんですが、それにかかわる町の負担金のことで予算が出ているという、そういう案件ですので、余りこの設備とかそういうことについてお尋ねするのは、ここではぐあい悪いんですか。負担金の部分でしかお尋ねができませんか。それとも、整備そのものがどういうことになるかというところまでお尋ねしてもええことでしょうか。

議 長（今田博文） どの部分に踏み込みされますか。

10番（塩見 晋） 消防救急デジタル無線設備整備で。

議 長（今田博文） 何ページですか。

10番（塩見 晋） 58ページです。この負担金にかかわる工事のことなんです。

議 長（今田博文） 負担金、消防組合。

10番（塩見 晋） はい。よろしいですか。工事の内容のことを聞きたい。

議 長（今田博文） 結構です。どうぞどうぞ。

10番（塩見 晋） ああ、そうですか。ほんならお尋ねします。

組合のことなんですけど、ここに、このもらった資料の中に書いてあるんですが、2番の消防救急デジタル無線設備整備ということで整備の背景とか整備概要ということが書いてあるんですが、この背景と整備概要の2点について、読ませてもらっているんですが、もう少し詳しく説明がしていただけないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

補正予算書では58ページの一番上に、宮津与謝消防組合分担金といたしまして5,718万7,000円を今回計上させていただいております。

これにつきましては、当初予算では組合が起債を起こしてやっていくということにしておりますが、国庫の補助金がついた関係で、その起債が補助裏には使えないということから、各市町が起債を起こして分担金として支払っていくという方向に予算の組み替えを行いましたので、突然そういう事業が今回あらわれたわけではないわけでございます。

それで、これはかねてから計画をされていたことなんですけれども、既にお手元に総務文教厚生常任委員会の資料でお渡しをさせていただいておりますように、消防通信施設、中身としましては消防救急デジタル無線設備と、それから高機能消防指令センターの整備の2つがおおむねございまして、このデジタル無線設備のほうを本年度の平成26年度に、そして指令センターの整



備を平成27年度に計画をいたしております、今年度は無線設備の整備を行うということで、今回この予算を上げさせていただいているということでございます。

平成20年5月に電波法が改正されまして、平成28年5月にアナログ無線の使用期限が到来するということから、デジタル化を図っていかなければならないというところに向けて整備をしているというものでございます。それで、整備概要に書いておりますように、現行ではアナログの基地局が6局あるということでございます。それをデジタル無線基地局として3局にまとめて整備していくということでございます。1局は大江山の基地局、もう1局は空山基地局といたしまして、舞鶴市にあるものでございます。及び西基地局といたしましては、加悦谷分署にある局でございます。今回のデジタル無線の整備につきましては、この3カ所を基地局として整備をしていく方針となっております。

内容としましては、基地局の無線装置が、今申し上げました3局、3台、そのほか個々の主な設備というふうに書いております内容を今回整備させていただきまして、計画どおり平成26年度に消防救急デジタル無線の整備を終えていきたいという内容でございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 今、書いてあることプラス少しわかった分がありましたが、もう少しお尋ねしたいと思うんですが、これ周波数帯が150メガ帯から260メガ帯にかわるということで、電波は周波数が高くなればなるほど光に近い形になって、届く範囲がなかなかシビアになってくるんですけども、今お聞きしますと、宮津局と舞鶴と与謝野町、恐らく舞鶴について、この空山というのは伊根町関係で向こうに伝搬するためにあるんじゃないかなと思うんですけども、そういう配置図とか、そういうことになっているとは違いますか。そうせんと、伊根町さんが入っとなって、伊根町に全然ないんで、私的にはそうじゃないかなというふうに思っているのと、それから、それぞれの、例えば山影とか、そういうところになるとなかなか届きにくい場所があるんですが、そういう部分についての調査も、全て設計とか計画の段階で済まされたのかなというようなことがちょっと気になるんですけど、その点いかがでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えします。

今、現状の6局ございますのが、伊根方面に伊根基地局、筒川基地局、橋北基地局、3局こちらのほうにありまして、それから宮津与謝では宮津市内と、それから消防本部と、それから加悦谷分署ということで、北側に3カ所、こちら南側に3カ所ということで、現在は6局を有しているということなんですけれども、これを、先ほど申し上げました3局に集約をしてデジタル化していくということによって全体がカバーできるということになるようでございます。

加えて、空山基地局は、今ご指摘がありましたけれども、舞鶴の地内に当たりまして、舞鶴市の消防本部のご負担もいただいて一緒に整備をして、舞鶴を含めた、伊根を含めた広範な無線体制をとっていくということが予定されているものということでございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、今の消防組合の管内だけで整備していくというんじゃないし、もっと広域でやっていくということなんでしょうか。その広域の範囲は、それでは舞鶴のみしか入っていないという、そういう形の意味での広域ということなんでしょうか。それとも、丹後一円とか、

そういう感じになっているのでしょうか。そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えします。

舞鶴を含むこの宮津与謝地域と一緒に、この時期、デジタル化を図っていかなければならないのはどこ地域も同じですので、消防組合ごとにも同様に協議をされた結果、このような形が一番効率的だというふうになされたものと思っております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 先ほどおっしゃいました平成28年5月までにデジタル化をせんなんということとは、これもう日本中どこも一緒でして、相当日程が迫ったときにいっぱいになるんじゃないかと思って、この3月30日でしたか、工事の最終、済ませるのがね。3月10日でしたね。実際にこの日にきちっと済めばいいかなというような不安を実際僕は一つ持っているんですけども、ほんまに。日本中どこも、法律でもう5月の末までで、もうそれ以降はアナログの電波は出せないということになっていますので、それはいいんです。そのことを一つ心配しているということと、それから、先ほど言われました中継局の配備で、僕が頭の中で考えるには、堂谷のあたりは割に届きにくいんじゃないかなというような不安があるんですけども、先ほどそういう、全てとは言いませんけども、到達の調査をされたのかなということについて、その上での計画が今回のこの工事だろうと思うんですけど、そういうことの調査そのものはきちっとされたんでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 当然そのあたりも十分組合のほうで調査をされて、このような新しい無線体系をしいておられるだろうというふうに思っております。

それから、これは先ほども申し上げましたけれども、当初から予定をしていたものを、今回財源の組み替えをさせていただくということでありまして、当初予算から組合の予算はもうあったわけでごさいます、一括、平成26年度、平成27年度の債務負担も含めまして契約を既にしております。既にプロポーザル方式の形で業者選定も行われまして、既に発注して、事業はもう進みつつあるというところでごさいますので、3月のその納期限内には十分していただけるというふうに、進捗も良好というふうにお聞きをしております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それで、その部分はわかったんですが、財源の組み替えということについてお尋ねしたいと思うんですが、先ほど国の補助がついたんでということでした。この全体が、予定では最初5億円ほどあったのが、今回は4億3,200万円ぐらいになっているんですが、国の補助を含めてこの金額だと思うんですけども、この必要な金額のうち、国の補助というのはどこまでついたんでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 今回、補助金が7,865万9,000円、新たに採択をされたということから、その残りは全て消防組合が起債を組んでおったんですけども、この補助金を受けることによって、補助裏にその予定していた起債はダブルで併用できないということで、じゃあどうしようかということで、しかし補助金をいただくほうが有利なので、各市町、与謝野町は合併特例債を充

て、宮津市と伊根町さんは過疎債を充てられまして、お互いに財源を生み出していこうということに今回いたしました関係で、このような組み替え補正をさせていただいたということでございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） いや、私これを見とる中で、この国の補助がついたということがちょっと余り理解できていなかったんで、この財源の組み替えだけだと、与謝野町が、最初は恐らく緊急防災事業債ですか、これから合併特例債に変えることによって、負担のほうで、与謝野町の分のが若干ふえるような感じになりましたんで、何でかなというふうに思っていてまして、そこの部分をお聞きしたいというふうに思っていたんですが、今、国の補助がつくと、それが使えないということのようですので、これはこれでわかりました。

じゃあ、これはもう終わりにしまして、次に32ページの民生費です。この中の社会福祉総務費、児童福祉総務費の中で、臨時福祉給付金事業で、それぞれ子育て世代が370万円ですか、臨時福祉給付金事業のほうで370万円、子育て世代の給付費のほうで49万1,000円という職員の時間外勤務手当が出ているんですが、これは国の法定の受託事務ということだと思んですが、ちょっと見ておりますと、これに対する国からの歳入というのが余り見つからなかったんですが、ここはどういうふうになっているんでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

ご指摘のとおりでございます。この後、国のほうの負担金の精算を行うときに、あわせてこの費用についても追加をさせていただいて交付をいただくという手はずにしておりますので、今回は出の分だけを組ませていただいたということでご理解いただきたいと思います。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうですか。いや、そうなら安心なんですけど、出っ放しで、国の仕事がそれで終わるのかなとちょっと気になりましたんでお尋ねしました。

それから、先ほど和田議員もおっしゃいました。それから、きのうは小牧議員もおっしゃいましたが、いわゆるNTTさんが光ファイバーの関連の工事で、与謝野町の、はっきりいえばKYTの顧客をだんだん侵食してこられるなという気がしております。和田議員あたりはかなりやわらかくおっしゃいましたが、私的に見とるのは、与謝野町がやっているプランのB、Cのプランのうちの、廉価プランを除いて、基本と、それから満足プランですね。20メガ、30メガ、こら辺のプランについては、恐らく真剣にネットやったり商売やったりする人が多いんですから、NTTにかわっていくんじゃないかなと。時間はかかるかもわかりませんが、そのように思っております。

KYTとしても、相当しっかりしとらんと、そういう方々は少々高くても安全で安定なところを求められますし、与謝野町は100メガが天ですけど、NTTはもう1桁スピードが速いんです。そういうことを考えれば、よほどしっかりと与謝野町も対応していかないと、このインターネット回線でこのKYTの収支が成り立っているような状況を見ているときに、この一番おいしい部分がどんどん減っていくんじゃないかなという、非常に僕は不安感を今持っています。それに対して間違いのない対応というんか、なかなか難しいとは思いますが、相当腹を据えてやって

おかんと、今のK Y Tの視聴者の払ってもらっているお金で成り立っているのが、黒字が出ていますけども、早晚、これがもう成り立たなくなるという、そういう不安を持っていますので、この分についてどういうふうに現在思っておられるかだけでよしいんで、担当課長にお尋ねしておきたいと思います。

議長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをいたします。

現在、K Y Tのインターネット利用者の内訳でございます。廉価プランが大体70%、それから基本プランが20%、満足プランが10%という割合になっております。

したがって、現在のところ、やっぱり廉価プランを中心にK Y Tの加入者の皆さんは利用していただいております。残りの、特に満足プランの10%の方々について、今後どういう対応をとられるか。例えば、これまで使っておられたメールアドレスの変更も余儀なくされる。また、そのほかN T TさんはN T Tさんなりのインターネットサービスのメリットもあると、また料金体系もいろいろとあるということですし、そこら辺を十分調べてというか、納得していただいてどちらかを選択していただければというふうに思っております。

ただ、先ほど議員さんおっしゃいましたように、町のインターネットのサービスということで広く隅々まで、地域の端から端まで統一的なサービスをこれまで続けておりましたので、できるだけこのサービスを、今後も地域の端から端までどなたでも統一の条件で利用できるこの公共サービスも続けていきたい、できるだけ長く続けていきたいというふうに考えておりますので、先ほど和田議員からもありましたように、品質、あるいは安定稼働について十分注意しながら運用を続けてまいりたいと思っておりますし、また今後これから岩滝、野田川、加悦と対象範囲が広がってくるにつきましては、その状況を十分調査いたしますが、検分いたしまして、そこら辺も参考にしてK Y Tの運用をしっかりしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

10番（塩見 晋） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第110号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第110号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第111号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第111号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第111号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)は原案  
のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第4 議案第112号 平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)  
を議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
勢旗議員。

14番(勢旗 毅) それでは、下水道の第1号補正に係りまして、一、二点質問をしたいと思っております。

昨年の3月でしたか、ことしの春でしたか、今回補正で出ております下水道等包括民営化の委託導入の可能性調査、この提案がありまして、私は500万円ほどこのとき出ておったと思うんですが、予算が、これ実際こういうことが必要なんでしょうかということをお願いしまして、その後、いろいろ下水道課でもほかの業務もあって、なかなかこの年には執行をされなんだというふうに思っておりますが、ことしの春ですか、現地を幾つかのところを見てこられたというふうに聞いておりますが、今回こういう格好で出ておるんですが、これが必要だということが私はもう一つ理解ができにくいんですけどね。ここのところ、課長お願いできませんか。

議 長(今田博文) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) この件につきましては、昨年の当初予算に500万円、導入可能性調査ということで計上させていただきまして、その後、3月議会におきまして発注方法の再検討を要することから、全額を落とさせていただきました。それで、これまで議会のほうにも説明させていただきまして、議会からは安易にコンサル委託しないようにというふうなご指摘もいただいております。その中で説明してきましたのは、今後、先進地視察、調査等も行いまして、それを行った上で、当町にとっても包括的民間委託にメリットがあるというふうなことが判断できるようであれば次のステップに進んでいきたいというふうな説明をさせていただいております。

そういうことから、今年度に入りまして、8月に先進地であります栃木県の高根沢町という町に、下水道課、水道課の職員がともども先進地視察に行きまして、そこで見てきましたのは、そ

の町は下水道施設、水道施設、それから料金徴収等々を包括しまして、それを民間に包括的民間委託ということで発注をしております。当初は3年間の包括的民間委託ということで発注しております、それが一通り終わりました、その次は、今度は5年間というふうなことで発注を既にされております。それで、当初3年間の中で指導を受けましたのが、その町では大体年間1,000万円程度の成果があったというふうなことで、それと職員のその下水道、水道業務に携わっていました職員が、それが従前は15人であったものが10人に一応職員数も減らせたというふうなことで成果を強調されておりました。

そういったことから考えまして、当町は、下水道でいいにしても、下水道の処理場がありません。そういうことから、この当町の規模で下水道の施設もない中でこういったことをやっていくのに、民間レベルで手を挙げてくれる業者があるのかどうかということから全く不明でございますので、今回の予備調査に当たりましては、当町の規模で民間が手を挙げてくれるような事業連携をまず模索していきたいと。例えば、水道と下水道とをあわせて出す。下水道だけでだめでしたらあわせて出すというようなことまで事業間連携を図った上で、それを模索した上で、それで何とか可能性があるということで判断ができるのであれば、またさらに次のステップに進んでいきたいということで、今回の予備調査に当たりましては、まず事業間連携等々の模索を行っていきたいということでございます。そういうことで、町といたしましてはそういった調査を実施することが必要であるという判断をいたして今回計上したものでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 私は、その調査をされる、それはいいんですけど、これが、何も今に始まったことではない。私、前回申し上げましたけども、いわゆる、もうこれは国交省も平成10年代からこういった仕組みを広く説明をされてまいりました。例えば中部建設局でも、いろんな資料見ておりましたも出ておるわけですが、そういうふうに考えると、この説明の中では、例えば、うちは終末処理場を持っていないと、こういうことではあるんですけども、しかしながら、その管路面、そういったところでも、相当これがもう1万人、2万人のところではやられているところが私はあると思うんですよ。だから、その業者と、これは私は業者と話をすれば、あるいは業者に照会すれば、私はこのことができるかどうかというのがわかるんじゃないかと、こういった金をかけて本当にやる必要があるのかなと、ここが私はわからんのですわ。このところ、課長お願いします。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 今、勢旗議員は業者と直接やりとりをするようなお話をされましたけども、行政の立場で、どうなるかわからないことを業者と直接やりとりすることは、それはもう禁物であるというふうなことを思っておりますし、包括的民間委託の件につきましては、それこそ、今おっしゃいましたように十何年前から、国交省のほうからそのマニュアルも示されてきておりますが、与謝野町としましては、これまで整備のほうに力を傾けてきまして、もう整備がこういう一段落するような中に当たりまして、今後は維持管理のほうにシフトしていくという状況があることと、それと、これまでから常々、下水道会計は一般会計からの繰り入れ依存型の会計でございますので、これの財政の健全化を何とか図っていかなければならないというふうなことは常々から思っております中で、3年ほど前に、下水道課のほうに来ます下水道関係の情報紙の

中で、先ほど説明いたしました栃木県の町の記事が載っておりまして、それが目に触れまして、そこで、あっ、これだということでぴっとひらめきまして、それからこれの研究に取り組んできたというふうなことでございまして、必要かどうかということをおっしゃいましたけども、我々としては、もうぜひこれ必要、この調査を実施して次のステップに進んでいって、できるかできんかはちょっとわかりませんが、何とか結びつけていきたいなというふうなことで必要と判断しております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 国交省の中部建設局の資料を見ますと、例えば平成23年7月に、いわゆるこの管路施設の維持管理における包括的民間導入についてアンケートをとったんですよ。それで、ここを見ますと、この時点で20%の206の自治体から、いわゆる検討中、または国からの添付書が示されれば検討してみたいということが寄せられておる。そのうちの81%の自治体は、その動機に維持管理職員の不足を挙げている。こういう実態は、私はどこでもこれはあると思うんですよ。それで、だから課長のところでやられたように先進地を見られたり、いろんな取り組みを私はされてきたと思うんですよ。どこも、私はこれが、それちょっと詳細にまだ見ておりませんが、コンサルに委託してそういうことをやってきたかということ、私はちょっとそうではないんじゃないかなと思っておりましてね。確かにこうやったら完全にできるかわかりません。しかし、私は、私どもの規模の町でやるところは、課長おっしゃるように、そういう新分や情報紙に出ているわけですから、そういうところとやることで、私は大体方向がわかるんじゃないかと思うんで、そういうことは無理ですか。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） そもそも下水道といいますのは、もともとは都市部で、大きな都市でスタートいたしまして、その都市部の整備が進んできて、それからだんだん周辺部に広がってきたという経過がございます。その都市部が済んで周辺に移行してきたというのが、まさにこの与謝野町でございまして、今、包括的民間委託で管路やなんかを含めて行っておりますのは、私の判断では都市部のほうで力を入れて行われてきておるというふうなことで考えておりまして、当町の規模でこれに取り組んでおるといようなことは、余り私は認識を持っておりません。

それで、今回、栃木県の先進地調査に当たりましては、下水道だけではなく、ほかの施設とも組み合わせで包括的に委託をして、民間レベルで手を挙げてくれるような規模の業務量をつくり上げてというふうなことが必要であるというふうな判断でございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長がおっしゃった意味はわかりました。それで、議会も産業建設常任委員会、これの前ですけれども、広島県の大雪になっておりました北広島町を視察してきたんですよ、このことで。そういったこともありまして、私は課長がおっしゃるようなこの仕組みしか本当に不可能なのかということが、ちょっとまだ理解ができていないんです。私も勉強しますし、課長のほうも、ひとつ本当にこれが一番ベターな方向なのか。これだって金が要るわけですから、ひとつご検討いただきたい、こういうようお願いしておきます。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 今回のこの予備調査が最終的に包括的民間委託の実施に結びつくのかどうかと

ということも、今は全く不明でございます。それで、今後いろんな研究しながら、何とか可能性があつてメリットがあるんであれば行っていきたいというふうなことで思っておりますので、また議員の皆さん方にもご指導いただきますように、よろしくお願ひいたします。

議長（今田博文） 勢旗議員。

- 1 4 番（勢旗 毅） それと、課長、ちょっとついでにもう1点だけ確認しておきたいんですが、下水道課には、いわゆる新しいですが、課長おっしゃるように、最新のデータが全部私は下水道課にはあると思っているんですよ。管路の状態とか、あるいはその他の図面とかそういうものが一番整備されていると。今のインフラの中では、そういうように思っておりまして、そういう面からも私は可能ではないかなと、こういうふうに思つるということを申し上げておきます。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） とつぴな話で急に出てきましたけども、どうもこの議会もなかなか民間の力をかりてと、民営化、民営化というのが三、四方から出ていたんで気になって気になって仕方なかったんですけども、これから続く議案についてもその点があるので、ここでちょっと見解も聞いてかなあかんと思つて。課長にお伺ひします、下水道課長。

経費を節減して有効に事業展開をするというのは、これは一理あると思うんです。問題は、私、このほかのときの議案で、高浜市のことがいい実験データとして、議員さんも2人ほど取り上げられました。

ここで僕は一番感じたのは、給与が半額なんですよ、皆さん方の。平均給与がね。そのことをどうするんだということも一切触れておられへんし、僕は、それは非常に重大な問題だと思うんですよ。これは、一つの、この間、僕は、前の議会のときも言いましたが、民間委託の決定的な要因は人件費削減ですよ。それ以外にあるのを僕は見つけたことがないんですよ。ですから、この町の中で業者をやるということで、今、課長答弁されたけども、この町の中でも、そういう事態はあつてはならないというぐらいのことはやっぱりきちと持つてほしいですよ。いわゆる給与を半額にするということですよ。そんなことは大変なことですよ。そうでなくても、この間、議会の中で、町長も理事者の皆さんも認めたと思うんだけど、町民の所得自身が非常に低いわけでしょう。それに輪をかけることになると。今全国でも言われていますけど、そういう団体が、もしくは公共団体、もしくはそれに準ずるような団体があるんですけども、関する。わかりますよね、いろんな団体があるんですから、取り巻く。そこで、「官製ワーキングプア」という言葉が出ていますよ。官製ワーキングプア。いわゆる地方公共団体などがそのことに手を貸して、どんどん安ければ、効率的だったらいいという発想ですよ。地域ごと沈没しますよ、そんなんしたら。

この間、論議があるでしょう。今度の総選挙でもそうでした。総選挙の中で、今や、そうですね。いや、笑っていますけど、そうですね。今の最大のあの問題は、デフレ脱却を目指した安倍さんが、デフレ脱却とは何かというたら、買う力がないからでしょう。そのための対策ですよ、根っこをただせば。

だから、今言つとるように、国民の収入自身が上がらないとだめなときに、半分に賃金を下げて、それで事業がうまくいっていると喜べますか。私は不健全だと思いますね。この問題は、い



ずれもう一回やりたいと思いますが、私は合併して以来、市場化テスト法の問題もやりました。やりましたよね。指定管理の問題やりました。ここも、結局、今の論議の到達でいえば、そういうことでしか脱却できない制度ですよ。その結果、いろんなことが起きているでしょう。指定管理はまたちょっと言いますけども。だから、いろんな結果的な事業が利用者にとってもリスクを負うというような事態が起きているわけですから、そのことはやっぱり念頭に置きながら十分検討はしていただきたいというふうに思っています。終わります。はい、議長。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 包括的民間委託で想定しておりますものは、町内の業者ということではなしに、どういったところを選定するのかということも含めて今回調査するわけですけども、先進例でよく見ているのは、もう全国規模のそういう業者というようなところでございまして、そもそも包括的民間委託とはどういったものかということの説明をちょっと触れたいと思います。

これまで行われております民間委託と申しますのは、あらかじめ定められた仕様に基づきまして、単年度で個別に委託をする仕様発注による民間委託というものでございまして、これを業務の効率化の点で、これはこの委託方法については民間事業者の創意工夫が働きたい傾向にあったということから、これに対しまして包括的民間委託では民間事業者の創意工夫を生かし、事業の効率化を図るために性能発注方式によりまして複数年契約で民間に委託する方法ということでございます。この包括的と申しますのは、施設の維持管理ですとか設備の維持修繕、それから料金徴収等々を全て関与させて包括的に発注するというふうなことでございまして、民間の創意工夫の中に人件費ということが含まれてくるかどうかということは、ちょっとこれはわかりませんが、これはちょっと横に置いておきまして、その人件費云々ということではなしに、民間の創意工夫で、例えば今までの発注方法で3人必要だという仕様で定めたものを幾らでするかというふうなことだったんですけども、それを民間事業者が創意工夫する中で、成果さえ出せば、人数についてはもう民間の努力でしなさいと、そういったことからコストを縮減していこうというものでございますので、直接的に人件費云々というようなことは想定いたしておりません。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これ以前にも言いましたけども、今そういう官製ワーキングプアという事態を生み出しとることの関係もあって、それは、例えば官である地方公共団体が地元発注とかするんですけども、それが、今言うところ安い単価でしていると。人件費まで安くしているということもあって、人件費も含めて、それは適正な価格でしょうということで公契約条例というのが登場しとるわけですね。全国的な流れにはまだなっていませんけども。しかし、地方の自治体でも公契約条例自信をつくっている自治体もかなりあるわけですよ。それは、今の歯どめの動きですよ。流れがおかしいと、それはということで作られてきているわけで、やっぱり本当の意味で町も栄え、本当に健全に活性化するというのは、そういうことを軽視したときには大変なことになると。今、課長おっしゃってくれたので、そういうことではないということなので、そこを前提で頑張りたいということをお願いして質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第112号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第112号 平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第5 議案第113号 平成26年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)を議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第113号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第113号 平成26年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第6 議案第114号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第114号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第114号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第115号 平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第115号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第115号 平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第116号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第116号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第116号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第117号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第117号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第117号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第10 議案第118号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第118号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第118号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。  
暫時休憩します。4時まで休憩します。

(休憩 午後 3時49分)

(再開 午後 4時00分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、日程第11 議案第119号 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

和田議員。

2 番(和田裕之) それでは、阿蘇霊照苑の指定管理者の指定につきまして質問させていただきます。

まず、資料にもありますとおり、指定管理者候補が示した事業計画の概要という資料の中に、施設の運営に係る考え方及び運営計画、これの第1番目のところで、「運営に際し最も重要なことは、公の施設であることを十分認識をし、公平性・中立性を確保した管理運営を行うことを考えます」と、このようにうたっています。

今現在の霊照苑の予約の方法、これについてどのようなことでされているのか、その点をお願いします。

議 長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 現在の火葬の予約の方法ということでございます。時間帯ですとか曜日によって異なりますので、順を追ってご説明申し上げたいと思います。

月曜日から金曜日までのいわゆる執務時間、8時半から午後5時15分までの間につきましては、火葬場のほうで受け付けをされとるということでございます。月曜日から金曜日まで、それと土日も含めた夜間、午後5時15分以降、翌日の8時半までにつきましては、本庁の夜間の宿直をお世話になっております方にお世話になっておることとございます。あと、残ります土日と祝日ですとか、あと年末年始の休みの日の日中につきましては、本町の日直、職員が日直しておりますので、その職員が受け付けをするというふうな形です。

その時間帯によって、受付簿という1つの受付簿がありまして、そこに何月何日の何時に予約があるかないかというふうなことを記載するということですので、台帳は1つしかありませんので、そこではもう間違いがないというふうな形。

今申し上げましたように24時間、365日、電話によって受け付けをするというふうな形が基本だということでございます。

議 長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) 夜間は宿直という話でしたけど、これはもう警備ということでしょうか。そういうことです。

1つの予約簿で管理をされており、予約の方法としては電話ということで理解をさせていただきました。これについては、委員会の中でもちょっと理解、後に述べますが、理解できないという点がありますので質問させていただきたいというふうに思います。

そこで、課長が何回も繰り返しアピールというか、されていたネットの予約というお言葉が出てまいりました。これは、今通常の電話の予約もしながら、ネットでも予約ができるように考えておられるという、こういう理解でいいんでしょうか。

議 長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 去る12月11日の産業建設環境常任委員会のほうでご説明を申し上げましたので、繰り返しになることをご容赦いただきたいと思いますけれども、新しいシステムといいますのが、携帯電話ですとかスマートフォン、あとパソコンなどインターネット環境にあります機器を利用していただいて、24時間休みなく火葬の受け付けがどなたでもできるというふうなシステムを今現在考えております。

そうしますと、そういった機械が、インターネット環境にある機械が手元にありますと、今

までどおり電話でということもあるのかもしれませんが、もう本格的にこちらのほうに運用をするということになりますと、両方というのはかえって混乱を生じるかなというふうに思いますので、こちらの新しいシステムのほうに切りかえをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私がちょっと聞き逃したのかもわかりません、委員会の中で、ネットをすることによって電話の予約はやめられるという、こういう今答弁だったと思うんですが、これで間違いないですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） その方向で考えております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） そうなると、ますます理解がちょっとできません。なぜネットをされるのか。メリットを教えてください。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほども申し上げましたように、現在が電話で、どなたでも24時間予約が可能だということでございます。それと、今の現在の方法に見合う形で、現在のインターネット環境だとかというふうなことで、あとスマートフォンや携帯電話ですとかの普及だとかというふうなこと。それから、高齢者の方なんかは携帯電話やスマートフォンをお持ちではない場合が多いかと思えますけれども、ほとんどの予約につきましては葬祭業者の方を通じて、9割以上はもう葬祭業者からの予約だというふうなこともあわせて考えますと、現在のこういった時代の中では、24時間どなたでも予約ができる。それも間違いがない形で予約ができるというふうなこと。一番初めに議員おっしゃいましたように、公平・公正な形で予約ができるというふうなことが、こういったシステムを使えばできますので、という形の中で今そういうふうにご検討しているということでございます。

電話とこのシステムとを併用することはかえって混乱を招くかなというふうなことの中で、今後はこの新システムのほうに移行させていきたいということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） そうしますと、ちょっと話が食い違うんかなと思うんです。もともとは、前委員会だと思っておりますが、指定管理の話がある中で、葬祭業者の方が今現状というか、今後されるというか、指定管理で入られるときに、要するには葬祭業者さんのほうが、予約を自分とこの都合で押さえられてしまうという懸念があるから、その公平性・中立性を保つためにネットを利用するというふうなことだったと思うんです。

先ほど言われた9割の方が葬祭業者さんのほうから施設を押さえられるというか、予約をされるという、この点は間違いないですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 9割以上というふうに申し上げました。これにつきましては、過去どの時点だったかはちょっと、多分1年前といいますが、この1年間の予約の状況を見る中で、たしか92%だったかなと思いますけれども、92%か93%だったか、業者の方からの申し込みだとい

うことで理解をしております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 今の話では、9割以上がそういう葬祭業者からされると。少なくとも1割の方は一般の住民の方がされるというふうな理解ができるわけですが、となりますと、課長がおっしゃるような1割の方は、電話はもう今後なくなるという中で、ネットでじゃないと予約ができないという、こういうことになると思うんです。これに対する公平性というのをどのようにお考えですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 残り1割の方がどういうふうにされるかということであります。

この新システムのほうは、携帯電話ですとかスマートフォンですとか、インターネット環境にあります機械を使えば、まずは会員登録といえますかを経なければなりませんけれども、その手続さえすればどなたでも利用できるということでありますので。それ以外の方、一定機械が使えない方につきましては、葬祭業者の方に頼まれるというふうな方法があるのかなというふうに思っています。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 事前に利用者登録をされるということを知りました。

例えば家族なりがお亡くなりになられて、喪主になるなり、家族として予約をするときに、ネットで予約ということが、果たしてこれは、課長の認識ではどのように理解をされていますか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この件につきましては、火葬場の指定管理の関係は、たしか2年ほど前に一度議会のほうの委員会のほうにご相談申し上げる中で、そのときに大きな論点といえますかになっておりましたのが、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、公平性といえますか、というふうな問題が起きないかというふうなご指摘をいただいたところでございます。

言いますのが、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、指定管理者としてなられた民間の事業者の方、特に葬祭業者の方となられますと、予約を自由に都合のいいようにとられないかなというふうな懸念が出てこないかなというふうなお話がありました。そういうふうなこともありまず中では、非常にオープンな形で予約の状況が見られるというその環境はぜひともやっぱりつくるべきだなというふうなことを考えまして、その予約の状況というのは、会員登録をしなくても、どなたでも、そのアドレスにアクセスさえしていただきましたら、どなたでも、いついつかの11時台、13時台が詰まっているかどうかということが把握していただけますので、そういうふうな形で公平・公正な予約を管理するといえますか、というふうなことの中でこのシステムを導入させていただきたいということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） オープンな形でということで、誰にでも見ていただけるということは理解できます。これは、カレンダーみたいな形で、いついつがあいとるという形で見られることは大変いいことだなというふうに思います。ただ、このシステム自体の問題を言うております、私は。

要するには、各市町村を見てみても、いろんな公共施設の予約システムというのは結構あるんですね。これはどういう形でやるかという、さっきおっしゃいましたように、事前に利用者I

Dとパスワードという形で、例えばの話、体育館であったりとか会館であったりだとかプールであったりだとか、こういうふうなことは確かに便利だなというふうに思うんです。ただ、この部分、要は斎場ですね。この部分をネットで予約というシステムは、お調べになったかどうかはわかりませんが、ほとんどないと言ってええと思います。

そういう中で、僕はこれのメリットが一体どこにあるのか、ちょっと理解がしがたいんですね。ますます。これ電話を併用ということだったらまだわかるんですけど、もう一回その辺のところを、そのメリットがどうも理解できないです。お願いします。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員さんのおっしゃることも十分理解できます。全員、100%がネットでということには、これは今の時点ではなり得ないということです。また、とりわけこの過渡期には混乱も出てくるということです。電話がゼロということにはなかなかなり得ないと。当然、これまでどおり役場のほうにもかかってくるでしょうし、それから葬祭業者さんのほうに、それぞれのご不幸のあったおうちから電話で申し込みをされるというケースもあるでしょうし、その辺はなかなか一遍にはなかなかできないというふうに我々も思いますので、今回提案させていただいている指定管理者さんともまた協議をしながら、それは徐々にどちらかに移行するということはあるかもわかりませんが、やっぱり電話がゼロということにはなかなかなり得ないというふうなことも予想ができますので、その辺は十分、今後どちらでも対応できることをまずスタートはやらざるを得ないのかなというふうな判断を現在はおしております。

これが、また定着をして、徐々にネットのほうでの予約を希望される方もあるでしょうし、いろんなケースがあると思いますので、その辺はまた十分協議をさせていただきかなというふうに思っています。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） 副町長おっしゃったように、そういう話で、電話は残すというような形だったらちょっと理解はできるんですが、ネットで予約というシステム自体が、私は葬祭業者さんがこのように言われているのかどうなのかというふうな疑念を抱くわけですが、その辺のところはどうでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） このシステム自体は、私どものほうで今現在、準備をさせていただいております。

先ほど葬祭業者の方が9割以上ということでお話を差し上げました。今後の予定なんですけれども、できればことし中に業者の方への取り扱いの説明会といいますが、というふうなことをさせていただいて、1月なり2月なりの試行期間を設ける形、これは当然ながら先ほどの、試行ですので、電話とネットを並行させて運用していくというふうな形での試行期間を設けるつもりであります。その試行期間の中でいろいろな問題が起きてきましたら、システム上の問題でしたら、それを修正するだとかというふうなこともありまじょうし、あとその状況によりましては、一本化にしていくだとかというふうな判断も、そういった形の中で考えていけるのかなというふうに思っております。



要は、今現在は、端的に言って、仏教の場合ですけれども、お寺とホールといいますか、葬祭業者、あと火葬場と3カ所にお電話を入れていただかんとあかなんだですよ。それが、お寺のほうと、あと葬祭業者の方にお電話いただいたら、葬祭業者のほうからネットで火葬の予約が簡単にできるというふうなことでお考えいただくというふうなこともあるのかなというふうには思っていますが、その点のことはそういうことでございます。

実際、葬祭業者を必ず、それだったらもう通さんとあかんのかというふうな議論にもなるのかなというふうに思いますけれども、火葬場自体がひつぎでお受けするということはもう徹底しておりますので、どういった場合でもひつぎはご用意いただかんとあかんと。そうしてくると、葬祭業者の方が絡まない火葬はあり得ませんので、そういうふうな形の中でこのシステムも考えさせていただいておるというふうなことは参考にさせていただいたらなというふうに思っています。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 全く、1割の住民さんがかけられたときに、全てネットがええように私は捉えるんですけどね。委員会の中でもそうなんです。そういう状況の中で予約をするときに、住民さんがスマートフォンを開いてネットで予約するということが自体が私はちょっと理解できんわけです。その事態というか、例えば宿だとホテルを予約するとか、列車や新幹線を予約するとかいうものとは次元が全然違うもので、私は、もうこれは9割の葬祭業者のために、利用の便利なように考えられている、もうこうしか理解が私にはできない。このことを申し上げて質問を終わります。

（「議長、休憩」の声あり）

議 長（今田博文） 賛成者はありますか。

それでは、休憩の動議が出ましたので休憩します。

（休憩 午後 4時24分）

（再開 午後 4時27分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、12月19日午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

本日はご苦労さんでした。

（延会 午後 4時28分）